平成28年第2回今帰仁村議会定例会会議録								
招 集 年 月 日	平成	28年6月20日						
招 集 場 所	今帰	仁村議会議場						
開散会日時	開議	6月22日 午前10年	時00分					
及 び 宣 告	散 会	6月22日 午後3日	時52分					
出席(応招)議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名				
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和				
	2	上原祐希	9	山 城 太				
	3	與那嶺 透	10					
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫				
	5	與 那 勝 治						
	6	吉 田 清 尊						
	7	玉 城 みちよ						
 欠席 (不応招)議員								
71 71 71 71 71 71								
会議録署名議員	1	與 儀 常 次	2	上原祐希				
職務のため議場	事務局長	小那覇 安 啓	書記	宇茂佐 和 代				
に出席したもの	係長	玉 城 民 枝						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村長	與那嶺 幸 人	経済課長	我那覇 隆 文				
	副 村 長	大 城 清 紀	住民課長	田場盛史				
	教 育 長	新城敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子				
	総務課長	島袋輝也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃				
	企画財政課長	當山清巴	会計管理者	與那嶺 敏 秋				
	学校教育課長	田港朝津						
	社会教育課長	与 那 満						
	建設課長	金 城 正 明						

平成28年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成28年6月22日(水曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事件名	摘	要
1		一般質問		
2	議案第33号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条	質	疑
		例について		
3	議案第34号	今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の一部を改	質	疑
		正する条例について		
4	議案第35号	譲与契約について	質	疑
5	議案第36号	指定管理者の指定について	質	疑
6	議案第37号	土地改良事業の計画変更について	質	疑
7	議案第38号	平成28年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	質	疑
8	同意案第1号	教育委員の任命について同意を求める件	質	疑
9	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質	疑

- O 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の 会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)
- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時00分)
- O 議長 東恩納寛政君 再開します。
 (再開時刻 午前10時01分)

 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 昨日の一般質問の中で、山城 太議員からの北山学園プロジェクトの 0 歳から 5 歳までの「わらべうた」の実施の件につきまして、答弁が曖昧でしたので、つけ加えさせていただきます。保育士さん、保護者と一緒に 0 歳からわらべうたも実施しております。以上です。
- 議長 東恩納寛政君 日程第1. 「一般質問」を行います。 順次、発言を許します。7番玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 皆さん、おはようございます。一般質問、2日目のトップバッターを務めます議席番号7番玉城みちよ、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に一言、所見を述べさせていただきます。沖縄県におきまして、先週梅雨明けの発表がされ、洗濯干しの心配もなくなり、いよいよ本格的な夏に向かっていきます。我々議員はもちろんのこと、村民の皆様や村長初め、村執行部の皆さんにおかれましても、万全な健康管理でともに今年の夏を乗り切っていきたいと思います。4月の新聞報道において、與那嶺幸人村長が今年8月の任期満了に伴い、3期目で区切りをつけるとの記事を目にいたしました。3期12年の村のトップリーダーとして務められ、一言では言いあらわせないご苦労もあったかと思われます。まだ任期中ではございますが、定例議会は今回が最後となりますので、長年にわたり本村の諸課題解決に尽力されました数々の功績に敬意を表したいと思います。

私も女性議員という立場で、村民の皆様から議会へ送り出していただき、前半の務め與那嶺幸人村長とともに村政の課題解決を女性の視点からかかわり、発言、提案そして学ばせていただいたことに大変感謝を申し上げます。残任期間の8月22日までジャスト2カ月となりましたが、今期まで、最後まで気を抜かずしっかりと村政発展のため頑張っていただきたいと思います。任期満了後は、村長が大好きな牛やヤギ、ヒツジの飼育も思う存分、たっぷりの時間がやってまいりますので、今期一般質問まで、これまでに取り組んできた集大成として、前向きな答弁をかね、おつき合いください。

それでは6月定例議会に当たり、さきに通告いたしました4点について質問いたします。昨日、同僚議員からも同内容の質問もございましたが、私も女性の視点から質問をさせていただきます。保育所整備にあたり、住民とのトラブルが発生している県内自治体が、新聞メディアから報告されました。

そこで質問事項1. 認定こども園整備の進捗状況について。質問要旨①計画地周辺住民への事業計画の 事前説明や同意について、お伺いします。

質問事項2.公立保育所民間移管事業所の公募状況と選定方法について。質問要旨①民間移管事業所の公募予定事業者数と選定委員の内訳や公募条件及び選定方法についてお伺いします。質問要旨②民間保育所移管決定事業者への村の支援についてお伺いします。

質問事項3.子育て支援施策の充実について。質問要旨①住宅家賃補助制度の創設について考えがない

かお伺いします。

質問事項4. 北部連携振興事業について。質問要旨①平成24年から平成28年度の前期事業報告と平成29年から平成33年度の後期予定事業について、お伺いします。以上、二次質問は自席から行います。

- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 認定こども園の整備の進捗状況についてのご質問にお答えします。

本村では、待機児童の解消と公立幼稚園や公立保育所の老朽化を改善し、子育て環境の充実と健やかな子どもの育ちを支えていくため認定こども園の建設を計画しておりますが、計画の内容や経緯のほか、子ども子育て会議での協議事項については、村教育委員会のホームページにて議事録等を公開しているほか、昨年10月とことし3月には住民や保護者を対象に計6回の説明会を開催いたしました。

特に、計画地周辺の住民については、今年4月下旬に担当者による戸別訪問を行い、施設の概要や想定される交通量、また周辺地域に及ぼす影響などを説明し、施設建設の同意についてのご理解を求めております。

2番目の、公立保育所民間移管事業所の公募状況と選考状況についてのご質問にお答えします。

民間移管法人の選定については、平成28年4月20日から公募申請書類の配布を行っており、公募を予定 している事業所の公募事前届出締め切り日までに、8カ所の社会福祉法人及び社会福祉法人設立予定者よ り届出がありました。

届出のありました8法人等については、今後7月8日から15日までの公募申請書受付期間内に正式な本申請の手続を行うものと見込んでおります。

また、選定委員については「今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会設置要綱」に基づき、民生児 童委員、保育所保護者代表、学識経験者、村子ども子育て委員、保育現場経験者、副村長、教育長、その 他村長が認めるものの中から村長が委嘱した8名の方によって組織されています。

また、公募条件や選定方法については、新保育所を平成30年4月までに開園できるものとし、財政基盤の健全性や関係法令に基づく運営条件や施設基準、職員配置の遵守のほか、厚生労働省から示された「保育所の保育指針」に基づいた保育が可能であることなどを要件としております。そのほか運営時間や延長保育など、独自の保育サービスを提案していただき、委員8名による採点結果を村長に答申し村長が決定することとなります。

②についてお答えします。村の支援といたしましては、建設に必要とされる用地(約2,400㎡)を公有地として確保し賃貸する予定です。また、財政的支援として移管事業所が社会福祉法人であることを前提に国の「保育所整備交付金」を活用し整備を行う計画です。そのため、補助金交付要綱に基づき村負担分を村からの財政支援とする予定です。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 與那嶺幸人村長。
- 〇 村長 與那嶺幸人君 3.子育て支援施策の充実についてのご質問にお答えいたします。

①住宅家賃補助制度につきましては、民間の賃貸住宅に入居する方への補助と理解をしています。子育 て世帯対象や定住促進の観点から実施している自治体もあると聞いております。

子育て支援施策の観点から、住宅家賃補助制度について先進地の調査、制度の検証を進めたいと考えて

おります。

4. 北部連携振興事業についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度から平成28年度までの事業としましては、村営仲宗根団地新築事業が、平成24年度に採択され、平成25年度に完成して、平成26年5月から供用開始されています。総事業費は2億4,085万円となっています。与那嶺諸志線道路改築事業は、平成24年度から平成28年度までの事業で、平成24年度に採択され、現在も事業継続中となっており、総事業費は6億6,059万円の計画であります。村営兼次第2団地新築事業は、平成27年度に採択され平成28年度までの計画で、総事業費は2億4,774万円を予定しております。

今帰仁村分遣所機能高度化事業につきましては、本部町今帰仁村消防組合の事業ではありますが、平成24年度に採択され平成25年度に竣工し、平成26年度から供用開始しています。総事業費は5億7,354万円となっています。今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業につきましては、平成27年度に採択され平成28年度までの計画で、総事業費は5億7,720万円を予定しています。

平成29年度から平成33年度までの予定事業につきましては、北部広域からの依頼に基づき、産業の振興や定住条件の整備などに資する事業であって、北部地域の連携を促進することにより、北部地域全体としての総合力を発揮するものを対象事業として、東部地区の村営住宅建設、公営塾の整備事業、コミュニティーバスの導入事業について、調査検討を行っているところであります。

公共事業としては、平成30年度から4年計画で、古宇利宇辺の花線道路改良工事を要望し、北部広域とのヒアリングを始めているところであります。

- 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 事業計画について、まず質問させていただきます。

3月議会と昨日の同僚議員からも質問がありましたが、172名の園児を預かる大規模な施設であり、通園などの送迎時間帯には、相当な混雑が想定されることから、駐車場拡大のため、隣接用地の購入も検討しているとのことでした。そこで計画地全体の民有地を含め、土地の確約ができているのか、お伺いします。

- O 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 7番玉城みちよ議員のただいまの質問について、ご説明いたします。 計画地に占める民有地の確保状況と認識しておりますけれども、認定こども園への候補地確定につきま しては、敷地面積5,300㎡のうち、お二人の方の民有地3,600㎡が予定されておりました。おっしゃるとお り駐車場の確保、送迎時の混雑も含めまして、そのスペースが必要ではないかという計画の見直し等も あって、敷地の拡大、もう一方の約400㎡の土地の確保に今調整をしております。

当初計画でなかった分については、用地の敷地面積の確認、また近隣の親族の土地の現況が入っている 部分もありますので、その辺の土地の境界の確認、測量も踏まえまして、調整に入る予定です。補償金額 等の単価についても、一定の金額も示しておりまして、ほぼ了解を得ているというところです。なお、当 初からの計画のお二人につきましては、ほぼ条件合意に達しておりまして、かなりの敷地を持っているお 一方に関しましては、昨年覚書も交わしております。こちらも境界確認の後、契約に入る予定をしており ます。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 土地の確約については理解いたしました。

ではホームページにて、議事録や村民説明会などの開催をし、施設の近隣住民にも戸別訪問をされたと 答弁がありましたが、県内自治体においても、住民の反対運動により保育所建設が断念せざるを得ない状 況にあると聞きます。先ほどの答弁の中、周辺地域の住民とはどの程度の範囲なのか。お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

昨日も座間味議員のほうからの質問がありましたけれども、周辺地域の住民に関しましては、園児の園での活動のにぎやかな元気な声が届く範囲ということで、おおむね施設から直線距離で150m近くの範囲の世帯、15世帯を戸別訪問しております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- **7番 玉城みちよさん** 周辺地域の住民の範囲に関しては理解いたしました。では、建設に対して、 住民の反応は否定的なのか、肯定的なのか。お伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- O 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

15世帯ですね。近隣戸別訪問をしました。施設の規模から交通渋滞の予想、全てお話をして、開設年度についても、平成31年4月からオープンしたいという旨を伝えております。その範囲で説明した中で、15世帯ともども交通量の不安などは抱えておりましたが、将来を担う子どもたちの幼児教育、養育の施設ということで、非常に理解をしておりました。担当者を含めまして、戸別訪問した世帯につきましては、非常に建設については肯定的な意見だったと認識をしております。

- 〇 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 住民の反応については理解をいたしました。では住民の同意については理解を求めているとの答弁でしたが、どのように同意を確認しているのか、お伺いします。
- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時20分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前10時20分)

宮里 晃幼保連携推進室長。

- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 住民同意についてで、書面も含めてというところだと思いますけれども、実は建築に関しまして、施設の建設、また認定こども園、新たな認定こども園は認可が必要になってきますけれども、その認可及び建設に関しましての書面での同意は、実際に義務づけられていないんです。隣接地の境界から民法上、50cm以内の建物を建てる場合には、同意が必要だという形のことはあるんですけれども、そういう建築に関して、そういう部分があるのであれば、必要な同意書はとっていきたいと。ただ現在に至っては、同意書はとっておりません。ただし説明の中で、同意が必要であれば、また改めて同意書をいただきたいという旨も含めて、住民説明はしております。以上です。
- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 同意については理解いたしました。ホームページでも幼保連携一体化整備事業計画を拝見しましたが、本村の子供たちの学びと育ちを支える、すばらしい施設になると認識をしております。

送迎をする保護者からすると、数年間の通園ですが、近隣の住民からすると、園が存在する限り、ほぼ一生のおつき合いとなります。開園後も近隣住民の理解と信頼関係を保つには、周辺住民に園の行事日程や活動内容を紹介するお便りを配付するなど、きめ細やかな配慮が今後必要となってくるかと思います。 先日、資料として総合整備計画をいただきましたが、子ども・子育て会議で決定し、策定されているものと認識しております。行政とともに、私たちにとっても、よい施設をつくりたいと思っています。部数に限りがあるかとは思いますが、ぜひ我々同僚議員、全員にも配っていただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- O 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

おっしゃるとおり、今帰仁村幼保連携一体化整備施設については、子供たちが最も必要とする施設であります。この施設を今からつくっていくというところで、住民の代表である皆様にも早急にお配りするところでしたけれども、まだお配りできておりません。またその後で、皆さんのお手元にはお届けしたいと考えております。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 続きまして、質問事項2. 先ほどの答弁に8事業所からの申請の意思の確認 がとられているようですが、村内か村外か、また事業所名も含めてお答えできる範囲で答弁をお伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

4月20日から公募の申請書の受付が始まっておりまして、5月20日時点で本申請の意思があるかどうかの届け出をしてもらいましたところ、現在8事業所、8法人設立予定者が出ております。その中で村内か村外かというところなんですが、届け出の住所を村内に有している法人、または法人取得見込みのものが2法人、村外については、残り6法人となっております。事業所名につきましては、まだ本申請ではありませんので、また審査の部分もこれからになりますので、公表については差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 村内外の件数については理解いたしました。では、選定委員についてですが、 副村長や教育長は役職により個人を特定できますが、お二人以外の委員の方の氏名も公表されるのか、お 伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- O 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

村立保育所の民営化法人選定委員会で選定することになりまして、先ほど冒頭での答弁がありましたけ

れども、関係機関からの代表推薦するものを委員として、村長が委嘱しております。その1回目の会議は、 実は4月1日に行われまして、その会議の中で委員のほうから、村長への答申、審議の結果、答申するま での間は、公正公平な審査を要するので、委員の名前は伏せていただきたいという旨の申し入れ、協議も 行いまして、答申までの間は、委員の氏名は公表しないと。ただし、答申後につきましては、委員の氏名 は公表しても構わないという旨の協議結果が出ておりますので、現在のところは氏名の公表は行わないと いうところになっております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 公募条件については、先ほどの教育長の答弁により、選定委員については、 担当課長の答弁にて理解いたしました。では、選考方法についてですが、決定事業者が決まるまでの流れ について、答えられる範囲で結構ですので、お伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 選考方法の流れについてでございますが、先ほどお話をしましたけれども、第1回目の選定委員会がことし4月1日に行われまして、委員長、副委員長の選出と、あと民営化、法人の要綱内容や募集要項案なども協議をしております。それを踏まえて今、公募の段階で7月15日、8日から15日までの本申請に公募業者が申請書を提出していただくと。その後、委員会は2回目の会議を7月27日に予定をしておりまして、そこでは評価基準を確認をして、一次審査、書類選考を行う予定です。今その際に、一次審査の後、二次審査に基づいての協議も行いますけれども、必要があれば参加法人の運営する保育所の施設の現地調査も行うと。これが8月5日予定をしております。8月10日には二次審査、これは面接審査とプレゼンテーションなんですけれども、ヒアリング審査を行うと。その二次審査の結果、移管法人を選定委員会のほうで決定をするというところです。

また2日後の8月12日は、その結果を委員長のほうから答申書として、村長に答申をいたしまして、8 月15日以降、村長が決定をするという流れになっております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- **〇 7番 玉城みちよさん** 選考方法については、理解いたしました。先ほど答弁で村の財政支援について、国の保育所整備交付金を活用するとの答弁がありました。実際の施設整備はいつごろなのか。また、補助金は確約されているのか、お伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 〇 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

実際の民間保育所の施設整備につきましては、平成29年4月を予定しております。これから選定事業社が決まることになりますが、決まり次第、県のほうとも調整に入り、可能な限り早期着手ができるのであれば、早目に取りかかりたいと考えております。ただ、補助金の確約については、平成29年度の国の保育所整備交付金を活用する予定ですので、実際まだ平成29年度に関しては、公募も行われておりません。ただし、県のほうには、やはりこちらとしては、平成29年度着手の予定でお話をしておりまして、その際については、事前調整は行っております。確約できているのかと言われますと、今のところ確約はできておりませんけれども、活用できるような調整を進めていって、平成29年度にはその事業を使って整備をして

いきたいという考えであります。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- O 7番 玉城みちよさん 施設整備についても理解いたしました。

村の将来を担う子供たちを育む大切な施設ですので、公正公平にもっともふさわしい業者に選定をされますよう、切に願っています。

続きまして、質問事項3.子育て支援施策の充実について、今回村内の未就学児を抱え、民間の賃貸住宅を契約し、生活されていらっしゃる子育て世帯からの提案で、質問させていただきました。実際に福岡県の芦屋町などで事業展開されております。ネットでもこういうふうに見れるんですが、3年間の補助で家賃を子育て世代に2万円ずつの3年間の提供という形で募集が始まっています。これは芦屋町では、子育て世代の人口増加を考えての戦略だと思うんですが、それを見ての今回、現在若い子育て世代の皆さんは、ネットを上手に使いこなし、どの自治体が子育てにやさしいかを検索し、比較しています。小さなお子さんを抱える家庭では出費がかさみ、一方ではまだ社会的にも初任給に近い額の所得状況で、十分な子育てが実施できていないのが現状です。この制度を先に、近隣市町村で取り上げた場合、確実に多くの若い子育て世代が今帰仁村を離れていくと予想されます。

一方、子育て世帯専用の団地をつくる方法もありますが、村営団地の場合、その後に係る管理費、維持経費にも膨大な予算が必要とされます。その点、民間賃貸住宅への家賃補助制度は、支給期間を3年間、または5年間と決め、さらに国勢調査の年とかぶせるなど、補助を現金支給ではなく、村内で使えるプレミアム商品券で村内の商工の経済効果にリンクさせるという方法もとれるかと思いますが、再度村当局の見解をお伺いします。

- O 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問に、お答えをしたいと思います。

子育て支援の観点から、住宅家賃補助制度という提案でありますが、これにつきましては、私は考え方としては、同感であります。財政的な問題もいろいろありますので、今後検討しなければならないと思いますが、先ほど議員からもありましたように、子育て支援という観点から、村営住宅をこれまで各学校校区につくるという中で、村営住宅はこれでつくらないでおこうという方針を出しましたけれども、やはり子育て支援という観点から、仲宗根団地。そして兼次第2団地が、平成28年度から建設される予定になっておりますが、その後も先ほども答弁しましたけど、村営住宅を運天、上運天地区につくるということで今、準備を進めているところであります。そういう中で、前から担当とは「村長、村営住宅をつくるのもいいけど、維持管理とか、そういうのを含めて、住宅の補助制度のほうがいいんじゃないか」という提案もございます。そういう意味では、これは検討する必要があるというふうに思っております。先ほど答弁いたしましたけれども、先進地を調査をして、もっと具体的な方法を勉強をして、これについては前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

- 〇 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 家賃補助制度に前向きな答弁をいただきました。今回、住宅家賃補助制度を 提案させていただきましたが、子育て世代の住居問題は深刻化してくると考えます。限られた村営住宅に

申し込みから外れた子育て世代に、賃貸家賃の補助制度は早急に検討されていただきたいと思います。本村は昨年4月より、仲村美奈子女性課長が誕生し、子育て支援、福祉保健部も関連して、保育所問題など、女性が特に最強のエネルギーをかけ取り組む課題が住民目線で多くの解決へと実績にあらわれてきているのではないかと思います。

今後、女性課長として、また村の人口増加に多大な貢献をされた子育て経験者として、育児時代を振り返り一言、お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 仲村美奈子福祉保健課長。
- O 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの、7番玉城みちよ議員のご質問について、説明をいたします。

多大な期待と、激励をいただき恐縮でございます。同じ女性としてともに頑張りましょうという玉城議員からのエールと捉えております。先ほどから議員がご提案していただいております住宅家賃助成制度でございますけれども、私も子育でをして、これまでアパートを2カ所ほど借りて、子育でをしてきたことがありますけれども、大変若い時代は収入も低いことから、月々の出費の中では、家賃は大きなこのウエートを占めるものと感じておりました。子育で世代が、この今帰仁村で住む、一つの魅力につながる制度と大変、評価をしておりますけれども、財源もとの確保とか、どのように対象者を絞っていくか。それからどれだけの補助ができるのか等を含めて、先ほども村長がご説明しておりましたとおりに、調査をしながら、前向きに捉えて進めていくことが必要なのではないかと感じております。一人の女性として、また母親としても、このような制度は大変、魅力ある制度と感じておりますので、行政の立場からもしっかりと進めていけるように、ただ一番大切なのは、やはり今帰仁村が持続的に継続的に実施をしていくことが、大きな子育で世代への支えになるかと思いますので、そこはしっかりと検証をしていきたいと思います。

玉城議員には、常に福祉の分野、それから子育ての観点から、行政においても、いろいろなご助言をいただき感謝を申し上げます。私どももしっかりと子育て支援の施策が遂行できるように頑張っていく所存ですので、よろしくお願いいたします。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- **7番 玉城みちよさん** 仲村美奈子課長より、大変貴重な育児体験談を聞かせていただきました。本 村が子育て世代の定住地として、村外への流出を防ぐために、また村内へ子育て世代を呼び込む意味にお いても、子育て支援の充実をしっかりとともに考えていきたいと思います。

続きまして、質問事項4. 北部振興事業について、先ほどの答弁にて前期5つの事業採択については理解いたしました。その報告の中に、今年28年度の決定事業で、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業がスタートしていくかと思いますが、今年3月20日に島尻安伊子沖縄担当大臣が今帰仁村を訪れ、運天港内の施設予定地を見学されました。その際に副村長初め、執行部の皆さんとともに私も同行させていただきました。さらに本部町でスタートしています冷凍冷蔵庫も見学させていただきましたが、既に満杯の状態で小型の冷凍コンテナで対応と聞いております。

今回新たな施設が運天港に整備されるにあたり、また運天港を利用し、生活されている伊平屋村、伊是

名村の関係者の期待も大きいものではないかと思っています。そこで運天港発着の離島との連携は今後どのように図っていく予定なのか。お伺いします。

- O 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。
- O 建設課長 金城正明君 7番玉城議員の質問について、説明します。

平成27年度から、今帰仁村の冷凍冷蔵施設整備事業が採択されて、平成27年度分については、ちょっと 繰越し、全額繰越しして、今施設の設計とか、あとは用地とか、物件関係のものを処理していく予定であ ります。平成28年度事業の分については、今から内閣府といろんなヒアリングを行いながら、事業採択に 向けて、これから取り組んで、採択された時点でまた事業を執行していく予定となっております。この事 業につきましては、対象エリアが今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、あと国頭村、東村、大宜味村とあと名 護市の一部をエリアとして、事業を採択しております。

伊是名村、伊平屋村については、運天港を発着したフェリーの利用がありますので、伊是名村、伊平屋村については、日常的な生活用品とか、生鮮食品等については、現在のところこのフェリーの発着にあわせて、那覇のほうからほぼこういう物資が運ばれてくるものも多くあります。それで天候が悪いときに、特に8月から10月にかけてですけれども、台風とか、あと季節風が吹く時点で、ほぼフェリーが欠航する状況があって、その欠航したときは、この生活物資等はまた那覇市のほうに戻って、あとそういう生鮮食品については、那覇市のほうの冷凍冷蔵施設に保管していく状況がありますので、今回この事業が完成された時点では、こういう生鮮食品については、運天港のほうで保管できますので、あと天候がよくなって、フェリーが運航できる時点では、すぐフェリーで輸送できるような状態ができていきますので、伊平屋村、伊是名村にとっても、大きなメリットが出てくると考えております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- **7番 玉城みちよさん** 皆さんもご存じのとおり、伊平屋村、伊是名村には台風や高波の際には、船が1週間余りも欠航される場合があります。その際の食料不足も大変な状況であると聞いています。長期の欠航が予想される場合の備蓄食料庫として、そして搬入予定の食材の一時保管庫としても利用が可能ということで安心いたしました。

後期事業について、他の市町村からは予定計画事業がいくつか聞こえていますが、本村においては前期 20億円余りの事業予算が採択されていますが、後期5年間も同等の補助金が確約されているのか。また要 望ができるのか。お伺いします。

- 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。
- 〇 企画財政課長 當山清巳君 7番玉城みちよ議員の質問について、説明します。

先ほど、村長からの答弁にもありましたように、現段階では古宇利宇辺の花線道路改良工事の要望額として、今の概算ですけど、2億7,000万円程度ですね。それから先ほど村長のほうから説明があったように、今後計画を予定しているのが、村営住宅の建設です。あとは公営塾の整備事業、あとはコミュニティバスの導入事業等を検討していくわけですが、それがまだ概算もまだ調整をしている段階で、事業費が幾らとか、そういったのがまだ固まっていないものですから、この前期20億円というのは、実績として出てくるわけですけれども、後期確約できるかという話でありますが、現時点では確約はできない状況であり

ます。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- **O 7番 玉城みちよさん** 補助金については理解いたしました。先ほど後期事業内容について、答弁がありましたが、その事業については、村当局と区長会、商工会、観光協会、漁業関係者、農業従事者の方々を交え、話し合いの場を持たれているのか、お伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質問について、説明いたします。

答弁で先ほど、村長から申し上げた事業メニューについては、それぞれこれまで各担当課に、要望書を要望したところ、こういうのが必要だよということで上がってきたものを今、集約、検討している状況でありまして、議員がおっしゃっているように、この商工会とか各団体と調整をして、計上をしているという状況ではありません。

- 〇 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん はい。企画課については理解いたしました。

村内16字で管理されています土地改良区ですが、現在用水路が詰まり住民及び農業を営まれている方からの相談がございました。1キロ近い大掛かりの清掃となるため、このような北部振興事業予算と組み合わせて整備する方法も考えられるのか、お伺いします。

- 〇 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質問について、説明いたします。

排水路の整備ということでございますけれども、今北部振興事業という目的というんですか、そういうのが最初、村長のほうから答弁があったように、産業の振興、あとは定住条件の整備、そういったのを主目的としていまして、あとは北部広域との連携ですか。そういったのがどの程度あるかというのがポイントになりまして、おっしゃっている地区ごとの整備という場合は、こっちでいくよりは、別の事業がいいかなというのが、私の意見であります。

- 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 用水路の件の事業については、理解をいたしました。今回この質問をさせていただいたのは、前回3月議会に一般質問をいたしました、住民参加型広報には、住民がどのような施設や事業を望まれているのかという声が聞き取れる広報、住民と対話型広報などの必要性をさせていただきました。行政主導で行われてきた村づくりを、今後住民に置きかえて、決定事業の過程において、住民や村内の各種団体へ問題提起や情報の開示を行う必要が大事だとお伝えしたつもりです。村づくりに、村民みずから参画しているんだという意識づくりを持っていただくため、行政と住民のパートナー関係の信頼が大事だと思います。

そして過去、数回にわたり職員が安心して仕事に取り組めるよう、長期策定プランがスムーズに企画立 案が実施できるよう、町村アカデミーのスキル研修への職員派遣を提案させていただきました。今後職員 の引き出しに多種多様の企画書がおさめられる人材育成を兼ね、職員にスキルの高い研修を与える機会、 広報で住民の意見を聞く対面型広報の導入、この2つが今後本村の大きな力と原動力になってくると思い ます。村の大変厳しい財源の中、北部連携振興事業のように巨額な公共、非公共事業の獲得は、村民はもちろんのこと、村内企業の経済と登用にも大きく影響してくるものと思っています。

最後に、北部連携振興事業、後期5年間の要望事業について、村長の見解をお伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問に、お答えしたいと思います。

平成29年度から平成33年度までの事業につきまして、先ほど答弁をいたしましたけれども、この事業については、採択されるように、最大努力をしていきたいというふうに思っております。

それと今年、採択される予定の冷凍冷蔵施設についても、これは途中から入れた事業であります。もともと5カ年計画であったわけではなくて、本部のほうの冷凍冷蔵施設が満杯という状況の中で、これはどうしてもつくったほうがいいという声がありまして、村長としてはじゃあこれを広域に提案をして、採択をされたという状況があります。そういう意味では、当初から入れたほうがいいというのは事実でありますが、今後、村民の意向といいますか。議会の意向も踏まえながら、この事業については非常に大事な事業でありますので、熟度を高めて採択されるように、最大努力をしていきたいと思っております。

- O 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよさん 與那嶺幸人村長の3期12年で残されたすばらしい功績に続き、村長退任後も 管理職、執行部の皆さんがしっかりと住民ニーズを的確に捉え、本村にさらなる産業振興や教育振興など、 住民の豊かな暮らしにつなげられる事業の獲得を願い、私の一般質問を終わります。
- 〇 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前10時54分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時07分)

次に、與那嶺 透議員の発言を許します。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 平成28年第2回6月定例会に当たり一般質問を行います。

質問事項1. 今帰仁村児童生徒等の県外派遣に関する補助金交付について。

質問要旨、①補助金の限度額について。②補助金を支払うタイミングについて。以上、2点について、 お伺いします。

質問事項2. 今帰仁村総合運動公園の整備計画について。

質問要旨、①遊具設置の計画について。②新たなウオーキング・ジョギングコースの設定について。③ サブグラウンド周辺の植樹について。④サブグラウンドバックネットの修繕について、③ブルペンの活用 計画について。以上、5点について、お伺いします。

質問事項3. 村長の3期12年間について。

質問要旨、①3期12年間を振り返って、成し遂げたことと、やり残したことをお伺いいたします。②次の村長に期待したいことについて、お伺いします。

- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 それでは県外派遣に関する補助金交付についてのご質問にお答えします。

①補助金の限度額について。補助金は算出経費の交通費、宿泊費合計額の2分の1以下になります。他の関係機関、団体等から助成金または旅費等の支給がある場合には、当該金額を控除した額の2分1以下

となります。また、補助金の限度額は、40万円を超えない額であります。

②補助金を支払うタイミングについてのご質問にお答えします。

補助金実績報告を遠征終了後、15日以内に提出してもらい、補助金額確定をし、当該者からの請求書を もって支払手続きを行います。ただし、村長が認める場合は、実施前に交付することができます。

- 2. 今帰仁村総合運動公園の整備計画について。①遊具設置の計画についてのご質問にお答えします。 設計委託業務については、平成28年6月7日に契約で、平成28年11月3日までの期間です。幼児・児童を 対象とし遊具の具体案をまとめる方針です。設置については、平成29年度今帰仁村総合運動公園施設機能 強化事業で設置工事を予定しています。
- ②新たなウオーキング・ジョギングコースの設定についてのご質問にお答えします。運動公園内のウオーキング・ジョギングコースについては、外周や公園内の通路を活用し、数種類の距離のコースを設定しております。今のところ新たなウオーキング・ジョギングコースの設定の計画はございません。
- ③サブグランド周辺の植栽についてのご質問にお答えします。北側の土手周辺や運動公圏外周を含め、 サブグランドで行われるソフトボール大会等の観戦場所等は防風林や直射日光をしのげる樹木を緑化計画 で検討していきます。
- ④サブグランドバックネットの修繕についてのご質問にお答えします。現在、バックネットはネットの 部分が腐食により切れ、はね上げなどがあり、安全性が十分ではない状況であります。早急に、修繕処置 を施したいと思います。
- ⑤ブルペンの活用計画についてのご質問にお答えします。この施設は、平成22年度に総務省の「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」により整備されたもので、平成23年9月の台風16号により、屋根が破壊され、雨天時の利用ができない状況であります。現在は学童、生徒及び一般の軟式野球大会や練習に利用されております。

活用計画としては、硬式野球については実業団、大学チームの投手陣が、キャンプ前の自主トレーニングでの投球練習での使用を考えております。

今年も、プロ野球選手がキャンプ前のトレーニングで運動公園を利用しており、ブルペンを利用する投 手と捕手を含めた硬式野球でのキャンプ前のトレーニング施設として広めたいと考えています。

- O 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 3. 村長の3期12年間についてのご質問にお答えいたします。

私は平成16年8月23日村長に就任し、健康村づくり及び農業と観光振興が連携した村づくりを基本政策とし、合併しない自立した村づくりを目標に3期12年、村民の負託に応えるため、村民目線による公正公平な行政運営を推進することができました。多くの村民や議会のご協力のおかげだと思っております。この場をお借りして感謝を申し上げます。

3期12年を振り返ってみますと、小泉内閣の三位一体改革の時期、地方交付税が大幅減額により、財政的に非常に苦しい状況でありました。職員や議員の理解を得て職員定数の削減、議員定数並びに各行政委員定数の見直し等の行政改革を断行し、合併しない自立した村づくりを目標に財政規律を遵守して行政運営を行ってまいりました。平成16年村長に就任時に約49億5,000万円あった起債残額が、現在では約31億

5,000万円と約18億円の起債残額を減額することができました。

2. 農業と観光を結びつけた村づくりとして、平張りハウスや強化ハウスの導入、東部地区の畑かん事業の導入による農業基盤の強化を図りました。スイカ、輪ギク、小ギク、マンゴー、肉用牛、紅イモの六つの拠点産地認定を受けております。また、北部振興策によるエノキ、エリンギ、クロアワビ茸の生産施設の導入により沖縄県内では、特用林産キノコの一大生産地となっており、新たな雇用の場を創出することができました。

平成24年2月に村観光協会を設立して民泊事業の強化を図り、グスク桜まつりや古宇利島マジックアワーRUN等各種イベントの実施により体験滞在型観光、着地型・周遊観光を促進することにより今帰仁 城跡の入場者数を増加することができました。

- 3. 住民の生活環境の整備としては、村づくり交付金事業を活用した農道集落道の整備、水道の施設整備事業及びごみの有料化の推進等により住みやすい住環境の整備を図りました。また、北部連携促進事業の導入により村営住宅を建設し、定住促進に向けた住環境の整備を図りました。
- 4. 新たな今帰仁ファン獲得と地場産品のピーアールのために、ふるさと納税寄附者に対して村特産品等の返礼を村商工会、村観光協会と連携して進めるふるさと納税の大幅な拡充を図ることができました。
- 5. 教育分野においても教育委員会の施策を実現するため、一括交付金を活用し教育環境のソフト面の 充実や北山学園構想から北山学園プロジェクト関連施策に力を入れ、未来を担う今帰仁村の子供たちの学 習環境や将来の夢や希望を応援する事業等、人材育成に力を注ぎました。

また、子育て支援に関しましては、保育所の民営化や認定こども園の設置等、村民のニーズや時代の要請に鑑み、0歳から18歳までの子育て環境の充実と今帰仁村ならではの子育て施策を推進してまいりました。

さらに、子育て世代の課題を解決するため、一般及び特定不妊治療費助成事業、すこやか子育て支援金、こども医療費助成の拡充及び就学援助費の拡充や入学準備金貸付制度を新設してまいりました。今後とも「人材を持って資源となす」を実現し、将来を担う子供たちの成長を応援してまいります。

以上、私が12カ年間で成し遂げた成果については、主な施策について5項目に絞り説明させていただきました。

しかし、中心市街地賑わいづくりプロジェクトについては、実現に至らなかったことを率直に反省をしております。今後は、村民と行政が協働して残した課題の解決に向けて、頑張っていただきたいと思います。

②の質問にお答えいたします。

次の村長に期待したいことについてのご質問ですが、現在お二人の方が村長に立候補を表明しているところであり、8月執行の村長選挙において、村民の負託を受け、本村のかじ取りを担うことになります。つきましては、私から特に申し上げることはございませんが、今帰仁村民生活の向上や福祉の増進について、村民目線に立った公平公正な行政運営を進めていただくことを期待しております。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- O 3番 與那嶺 透君 県外派遣等に関する補助金交付についての質問からさせていただきます。

今回、この件について一般質問をさせていただいたのは、ご存知のとおり少年野球チームのミラクルキッズが、約1週間の日程で高知県で行われる全国大会に出場することが決まっていまして、この旅費が総額ざっと300万円ぐらいかかるという話を伺っております。保護者の方もラーメンとか味噌汁とか、資金造成に一生懸命躍起になってやっているところなのですが、この保護者の負担をもっと軽くすることができないかと思って、質問させていただいております。

今回、40万円を超えない額、恐らく40万円の交付がされるかと思うんですが、以前に平成21年に今帰仁 中学校の野球部が、静岡県で行われたポカリスエット杯でしたかね、恐らく。確かその当時、今巨人軍の 平良拳太郎選手が、中学校3年のときだったと思うんですが、たしか全国3位になった。その大会で50万 円が交付されたはずなんですが、これはその後、改定とかがあったんでしょうか。お伺いします。

- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 3番與那嶺 透議員の質問について、説明します。

少年野球チームのミラクルキッズの件につきましては、聞いております。大変貴重なラーメンも協力しております。そういう形で40万円の限度額についてのことですが、今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付要綱というのがございまして、当時は先ほどお話をしました50万円という話をしておりましたけれども、平成25年5月7日にこの要綱の施行規則の変更がございまして、一括交付金の対象にも入っておりまして、要は大会名簿に登録されているもので、かつ児童生徒に対する登録名簿ですね。登録名簿に準じて、それが支給されていくという形になります。よろしいでしょうか。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- O 3番 與那嶺 透君 これは、平成25年度にこの要綱が変わったというふうに認識してよろしいで しょうか。お伺いします。
- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- O 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明します。 この要綱につきましては一括交付金導入のために、つくられたものでございます。
- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時23分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時26分)

新城 敦教育長。

O 教育長 新城 敦君 先ほどの與那嶺 透議員のご質問にお答えします。

以前には小・中学生、各種団体等の県外、県内離島への派遣補助金の指針というのがございまして、それによって、旧今帰仁中学校の野球部は派遣されていると思います。その指針の中での限度額は50万円となっております。現在、一括交付金を活用しましての今帰仁村児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付要綱を、平成25年度に施行いたしまして、前の指針は廃止されたということになります。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 今、一括交付金を活用してのという答弁がありましたが、一括交付金で限度額 を40万円と理解をしてよろしいでしようか。お伺いします。
- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明します。

一括交付金を使っての40万円かということの限度額ですが、40万円を超えない限度額ということになります。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- O 3番 與那嶺 透君 今、課長の説明でおおむね理解はいたしましたが、もう一つまた、基金がありますよね。文化・スポーツ子ども育成基金ですか。これからもまた別で交付されるのか。まずそれをお伺いしたいと思います。
- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明をいたします。

また別な交付金、例えばチャリティーゴルフで皆さんが基金を募ったもので、この一括交付金の事業の 支給額の3分の1を、さらに支給しているところであります。

O 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時29分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時29分)

3番與那嶺 透議員。

- 3番 與那嶺 透君 今、課長の説明で理解いたしました。今、要綱が手元にあるんですが、これの中で第2条4号のところに監督、コーチ、それぞれ1名とするという文言があります。監督は1人ですね。コーチは大体2人以上いると思うんですよ。これをまた1名にするんじゃなくて、2名までにするとか。というふうにできないものかと思っているんですが、これを今から要綱をすぐかえるということは難しいんでしょうが、これ検討する余地はあるんじゃないかと思いますが、教育長の見解を求めます。
- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- O 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

コーチの人数なんですが、確かに団体競技ですので、競技によりましては、コーチが3人も、4人もつく場合がございます。基本的に申込みをしていきますけれども、正式なエントリー用紙に登録されている 監督、コーチが約1名ということですので、それに準じてこの要綱をつくっているものと思います。

それから派遣する子供たちに関しまして、各競技団体の部員、全員ではなく、この登録メンバーのみの 基準となっております。したがいまして今のところ、コーチは1名ということで考えております。以上で す。

- O 議長 東恩納寬政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 教育長の答弁で理解はいたしましたが、今後この1名までとはいわず、2名というふうに検討していただけたらと考えています。

本部町も今回、上本部ドジャースが県外の派遣、たしか和歌山県だったかと思うんですが、こちらも行くということで、本部町の担当のほうに幾らぐらいこの助成金があるのかという、調べに行ってきたんですけれども、本部町は全体の経費の半額を助成すると、というのは、限度額を設けていないということでした。今帰仁村もそこまでとは、限度額を外してとまでは言いませんが、もうちょっと上げられないものかなというふうに考えています。これについて、また教育長の見解を求めたいと思います。

- O 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 限度額の設定につきましては、この一括交付金の予算も限られた予算でございます。この予算の範囲内ということを考えながら40万円ということで決定をしたと思うんですが、特に野球とか、団体種目につきましては、非常に膨大な遠征費がかかると思われます。この増額規定についても、精査しながら検討してまいりたいと思います。
- O 議長 東恩納寬政君 3番與那嶺 透議員。
- **3番 與那嶺 透君** ぜひですね。検討していただいて、保護者の負担をより軽くするためにも、前向きな検討をしていただきたいと思います。子供たちが県外、全国大会に出場するということは、まだそれぐらい大きな大会とかに出るということは、成長してまた戻ってくるはずですので、ぜひともいろんな大会に出せるようにやって、村からもいっぱい支援ができるように態勢を整えていただきたいと思います。

2番目の質問なんですが、支払のタイミングですね。これは事業実施、遠征終了後ということで、請求 書をもって支払手続きをすると。ただし、村長が認める場合は、実施前に交付することができますとの答 弁がありました。村長が認める場合というのは、どのような場合なのか。明確な線引きがあるのかどうか。 お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明いたします。

要綱8条に示されておりますけれども、助成金の交付ということがございますけれども、本来ならば確定後に一括して支払うものとしますけれども、ただし、早急に補助を援助していただきたいということがありましたら、その内容を熟知して検討をもって、村長にお伺いを立てて、どこまでを出せるかということを検討するという内容でございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- O 3番 與那嶺 透君 大体、理解できました。ということは、一括ではなく何といいますか、一部を 助成する。先に必要な分といいますか。を助成すると、理解してよろしいでしょうか。お伺いします。
- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質問について、説明いたします。

今議員のほうから説明がございましたけれども、確かに航空運賃は動きません。航空運賃というか、旅費というのはなかなか動かないものがありまして、それ以外のものについて、動く範囲がございますので、それをできる限り、早目の精査をして前倒しといいますか。やっていただくという形になろうかと思います。そういう形で調整をしていくという、一部ですね。はい、よろしくお願いします。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 はい、理解いたしました。

次の質問に移らせていただきたいと思います。まず①遊具設置の件でありますが、設計委託業務が6月7日に契約して、今はもうスタートしていると。設計をスタートしていると理解をしていますが、この設置の場所と規模、遊具の規模といいますか。台数とか、そういったものが大体具体的に出ていれば、説明を求めたいと思います。

- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明します。

先ほど教育長のほうから答弁がございましたけれども、コンサルのほうで7日に契約をされました。平成28年11月3日までの期間で、これからどういうものを持っていくか。範囲はどうするかというのを決めていくというような状況にあります。今のところでは、「現在こうです」ということは、ちょっと申し上げられないところがあります。場所もそうですね。はい以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 場所は今、砂が盛られている場所、結構な面積があると思うんですが、そこに やっていただきたいなと思っています。規模も大宜味村とか、浦添市とか、そういった大規模ができれば、 それにこしたことはないんでしょうが、そうですね。今あるブランコ1台と、滑り台とか。これだけでは やはり寂しいですので、これよりもずっと何倍も何倍も大きい規模で設置していただきたいなと思います。 これは子供たちが喜ぶというのもそうですが、子育て世代、私たちもそうなんですが、やはり運動公園に 来て、何があるかといったら、こういった公園、遊具があると、やはり来やすいし、したら子供たちが来 たらまた活性化、にぎわいが出るということで、ぜひとも大きな遊具を設置していただきたいと思ってい ます。これもまた私が話をしたことについても、また検討に入れていただきたいと思いますが、教育長の 見解を求めます。
- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

遊具設置につきましては、今場所のほうもですね、当初、予定していました体育館の横のステージ、裏 あたりを交渉しておりますが、ただいま後ろにある砂を置いている場所等も含めまして検討してまいりた いと思っています。

中身につきましては、本当に子供たちが安全で、安心して遊べる、しかもたくさんの遊具があって、子育て世代にも夢が持てるような施設をできるだけ考えていきたいと思っております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- O 3番 與那嶺 透君 はい。ぜひ期待していきたいと思います。

次の質問なんですが、ウオーキング、ジョギングコースの増設といいますか。それを「今の段階では検討していない」ということの答弁がありました。ホッケー場の掲揚台がありますが、そこの何といいますか。スクミチ側にちょっとした空き地というか、広場があるんですけれども、そこは草が生えたり、また草が生えてきたら刈られたりしてあります。結構遊んでいるというか、何も使われていないような状況ですので、そこにも少し盛り土とかやって、勾配をつけて、コースつけていくお考えはないでしょうか。何います。

- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- O 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

運動公園の距離設定につきましては、一番大きな外周が2.3キロとか、1.7キロとか、非常に端数が出る 距離でございます。村民の要望からも、例えば2キロとか3キロとか、しっかりとそこを走ったり、歩い たりしたら、正確な距離が出るコースという声もございますが、運動公園の中の中心に車が通る部分がありまして、一生懸命走りますと、交通事故の危険もありますので、その辺をちょっと勘案した中で、今のところ現在は、新しいコース設定は考えていないというところでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 今、なぜこのような提案をしたかと申しますと、ジョギングコース、この勾配 をつけたジョギングコースができると、駅伝部、北山高校のみならず、コザ高校も強豪校が合宿に来る、 誘致しやすい状況が材料ができるのかなと思って、また新たにちょっと増設したらどうかという提案でした。検討していただきたいと思います。

次の3番目の質問に移らせていただきますが、植樹ですね。サブグランド、野球やソフトボール、きのう村内ソフトボールが終わったばかりなんですが、北側の土手、今はもう枯れているモクマオウとかが切られて、本当にスカスカな状態なんですね。ここにクロキなり、陰がつくれるような樹木を植えれば、そこで観戦もできるし、もちろん防風林にもなると思いますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思います。

運動公園施設内に結構、ふるさと納税を活用されたと思いますので、これの延長ではないですけれども、 そういった形でまたどんどん植えていってもらいたいなと思います。これはそういうふうにしてできそう なのか。お伺いします。

- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- O 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

3月定例会の中でも、この運動公園の緑化計画というお話をいたしましたが、いま現在、緑化計画については策定中でございます。その中で樹木選定等の基本方針として、環境への適応とか、沖縄の気象条件に配慮するとか、生物多様性に配慮しつつ、統一感を持った植栽とするとか、いろんな基本方針がございまして、その緑化計画の中で、年次的に今のご質問の場所も植樹をして、陰があって観戦しやすいような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 ぜひとも早急にやっていただきたいと思います。

続いて4番目のバックネットの修繕の件なんですが、現場を見られたと思いますが、非常に危ない状況ですね。このキャッチャーフライが上がって、キャッチャーが後ろにいってこれに引っかけて大けがの可能性もあると思います。

これは早急に取りかえなり、修繕していただきたいんですが、これ計画といいますか。この部分だけを 修繕していくのか。それとも全体的に取りかえするのか。お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明します。

以前からバックネットの下の部分がめくれ上がっている状況である。これは確認をしております。担当 との調整も前回終わりましたが、全部取りかえるか下だけをこう修繕していくかということは、少し業者 との調整もやっているところでございます。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 なぜ、全部取りかえできないかというのが、なぜそう思ったかというと、下の ほうこの土に埋まっているほうは、かなりさびて腐食をして、これがもう進んでいて、あと何年かしたら、 これ自体が、バックネット自体が倒れてしまうんじゃないかなという。 そういう危険性というか、懸念が あって、取りかえしたほうがいいんじゃないのかなというふうに感じております。

ぜひこれも早い段階でやっていただきたいと思います。少年野球もいつも日ごろ練習していますし、職域の野球大会も毎週のように入っていますので、本当にいつこれでけがする人が出てきてもおかしくない 状況ですので、ぜひとも早くやっていただきたいと思います。

それに関連して、5番目の質問なんですが、ブルペンなんですが、今はほとんど使われていない状況。 これは課長、教育長、認識されていますでしょうか。お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明いたします。

ブルペンについては、指摘どおり、活用はされていない。しかし多くはないんですが、多少屋根が飛ばされた状況の中で、軟式野球のピッチング投手の練習ですか。そういったものを担当のほうから、少しずつやっているというふうには聞いております。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、社会教育課長から答弁があったように、あまり活用されていない状況というのは、存じ上げておりますが、大会等のときに、待機をしているチームの投球練習等で活用しているという場面は見ておりますので、その程度の活用かと思われます。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 本当に少ない活用ですね。私は実際、こちらで練習している人をまだ見たことがないです。見たことがある方がいれば、それは間違いないことなんで、少ない利用だとは認識はしていますが、これですね、平成22年度に地域活性化・きめ細やかな臨時交付金という事業で整備されたものというふうに答弁ありましたが、これ要はこのブルペンでつくりますよね。それはずっとブルペンで活用していかないといけない縛りがあるのかどうか。そういったものがあるのかどうか。お伺いしたいと思います。
- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時50分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時52分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

この事業は、平成22年度に総務省の事業でつくられておりますが、つくられた目的がブルペン、投球練習場ですので、その施設の耐用年数等をちょっと調査をしながら、今すぐできるかということはちょっと、まだわかりませんが、精査してまいりたいと思います。

O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 なぜこれ縛りがあるかというふうに質問したかといいますと、今の状況ですと、 非常にもったいないというふうに感じております。この野球をしているメンバーからも、「これバッティ ングセンターにできないか」という話があるんですよ。実際、少年野球のチーム、村内で5チーム、職域、 一般ですね。壮年合わせて恐らく約10チームぐらいの今帰仁村内のチームがあります。ここにバッティン グセンターができれば、今の状況とは比じゃないぐらい、もう毎日のように夕方から利用者がいると。これはもう絶対にいると私は感じて思っています。

今、役場チームですね。今回職域野球大会でも優勝して県大会に出場することが決まっていますので、 今雰囲気といいますか。そういった気運は高まっていると思いますので、これはぜひとも新たな事業とか、 そういったものも含めてバッティングセンター、マシーンを取り入れるような前向きな検討をやっていた だきたいと思いますが、教育長の見解を求めたいと思います。

- O 議長 東恩納寬政君 新城 敦教育長。
- O 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

施設の有効活用でございますので、より子供たち、ないしは村民のために有効に活用されたほうがいいのは、ごもっともでございます。今のバッティングセンター等の設置等については、今現在、つくられました施設の、先ほど申し上げましたように、耐用年数とか、それから総務省の事業でございますので、その縛り等も確認をしながら、検討してまいりたいと思います。

- 〇 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 前向きな答弁だと認識をしてよろしいでしょうか。お伺いします。
- O 議長 東恩納寬政君 新城 敦教育長。
- O 教育長 新城 敦君 お答えします。

時期等ですね、タイミングと、それからこの事業の縛りが外れれば、前向きに考えていきたいと思います。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透君 もう期待して、できる日を待ちたいなと思います。そうすれば、村内のスポーツ振興、野球している人口が本当に今帰仁村では多いですので、ここにひとつバッティングセンターとか、そういったのができると、村内だけではなくて、近隣からも本部町からも恐らく練習しに来るんじゃないかと考えられますので、ぜひですね。運動公園の活性化のためにも、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。村長、12年間お疲れさまでした。まだジャスト2カ月 任期はありますが、12年前、私もちょうど役場のほうで賃金職員として働いていまして、それからは村長 とのおつき合いが始まったかと思いますが、私も臨時職員をしながら、秘書、広報、村長のすぐそばで仕 事をしてきました。振り返ると、涙が出そうな。それぐらい個人的にもいろいろとあって、今、この場で 向かい合って議論をするというのは、その当時は夢にも思いませんでした。本当にこの場をかりて「あり がとうございます」と言いたいと思います。

今までの村長の施策からは、本当にいっぱい苦労したなというふうに感じております。よく村長が那覇

へ行くときに、私も一緒に車を運転していって、ユンタクしながら、村長もでも大体、名護に入るころには寝てしまっているんですが、いろんなことをお話しをしながらやってまいりました。「透、何か言いたいことないか」とか、そういったことをよく聞かれたんですけれども、私は「特にないです」と、本当に親子ではないけど、何かおやじみたいな感じでいました。こういうのも含めて、本当に村長、12年間お疲れさまでございました。また、もう一言村長から、答弁は特に…。今まで自分が接して12年間、いろんな悩みもありました。

もう今、話をすると涙で話ができませんので、本当に村長、お疲れさまということで、一般質問を終わ りたいと思います。

O 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後 O 時00分)

午 後

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

日程第2. 「議案第33号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 1番與儀常次議員。

O 1番 與儀常次君 議案第33号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について、質疑いたします。

提案理由「入居者資格の要件を緩和するとともに、住宅使用料の納付期限について柔軟性を持たせるために、この条例を提出します。」とありますけれども、詳しい説明を求めます。

- O 議長 東恩納寬政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

議案第33号の提案理由にございますとおり、入居者資格の要件を緩和する件につきましては、北部振興策ですね。北部地区地域の定住増を図るということで入れた村営住宅等をつくっております。その中で、居住の要件としまして、村だけではなくて、県内それから県外からについても居住の要件については、限定すべきではないのでないかという検査等の指摘等も受けて、入居の条件につきましては、資格要件を緩和していくということでございます。住宅使用料の納付期限につきましては、入居者の方々の毎月の収入等が現行10日でありましたものを月末にかえた理由としましては、入居者おのおのの収入がまちまちという、同一ではありませんので、県営住宅の条例にならって、月末ということで統一にまとめたというところでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- **〇 1番 與儀常次君** ただいま課長の説明では、じゃあこれは村内にこだわる必要はないということで、 県外、村内もこの住宅には入るのは可能ということで、理解していいですか。

もう1点、それと納付期限についてもありますけれども、今大体聞いて調べてみると、村営住宅の徴収 云々ですね。50%ぐらいだと思うんです。詳しいのがあれば、今何パーセントなのか。段々これが下がっ てきている状況でありますので、納期限の柔軟性を持たせると納期ですが、10日から日にちをかえただけ なのか。払わなくても何年猶予するのかとか。過年度分も払わないでいる村民もいるわけですよね。村内 からも苦情もあって、「ワッター、こっちに入りたいんだけど、税金を真面目に納めるから交代してほしい」という人もいますので、ぜひこの徴収方法も変更すべきではないかと思っていますけれども、条例を変えるときは徴収方法も変える。というのは、給料もらっているから、給料から差し引きもできるわけです。納めるのを待っていては納めない。国民年金もそうですよね。必要だけど、金がないから納めないということで、いますので。入るのも県外、村外から来て、多々そういうのが、今は村内だけでも徴収で苦労していますので、シランチュ、他島ンチュが来て、そういうのが多くなる可能性はあると思っていますので、他県からまた別の市町村から来て、そういうのも今後どのような方法で徴収をやっていくのか。答弁を求めます。

- O 議長 東恩納寬政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、ご説明いたます。

まずは入居、第6条第5号に関して、入居権を緩和する内容につきましては、北部連携促進事業の目的である若年者の定住促進を実現して、村の人口増、村の活性化を図っていくという狙いをもって、入居の資格要件については緩和していくということでございます。

あと第18条第2項についての家賃の納付期限につきましては、100世帯がございますと、おのおの家計の収入の入る日がまちまちですので、より住宅料を払いやすいように、月末ということで統一したということでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 人口がふえることはいいことです。だけど徴収が滞るとなると、真面目に払っている方が払わない可能性がありますので。例えば車の税金ですね。差し押さえも来るんですよね。タイヤロックも。会社まで来るんですよ。税金徴収は。そういう形で厳しくしないと、いけないと思っています。はっきりいって。今3税より村営住宅の徴収率が悪いんですよね。なんで県の税金は納めるのに、村のものは納めないのかな。自主財源云々言いながらこれもひとつの妨げだと思っていますので、徴収業務をもう少し厳しくする方法はあると思います。給料を取った日にお家に回っていけばあると思います。でなければ相談をして、個々で相談をして、じゃあ過年度分から毎月1万円とかと相談してやる方法も検討するように要望をして、質疑を終わります。
- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第3. 「議案第34号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番山城 太議員。

- 9番 山城 太君 議案第34号について、質疑します。
 - 「16人」から「17人」に改める。1人増になるんですが、その根拠、理由の説明を求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 當山清巴企画財政課長。
- **企画財政課長 當山清巳君** ただいま9番議員の質疑について、説明いたします。

今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会平成17年度にスタートしていまして、平成27年度に3回委員の方々に審議をしていただきましたけれども、その中で2回目から琉球銀行の今帰仁出張所の所長が一応はオブザーバーで2回ほど参加していただきました。今後もその総合戦略の策定委員会では、今後も毎年、少なくとも年1回、進捗状況とかそういった評価を審議をしていただく委員会、今後も予定していますので、今回オブザーバーという形ではなくて、ぜひ委員に条例を改正して、1人増をして、しっかりと委員として審議をしていただこうということで、1人増という提案をしているところであります。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後1時40分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後1時42分)

9番山城 太議員。

- O 9番 山城 太君 1人増のこの詳細、細かい理由の説明を求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

当初、各種団体、有識者含めて、9月議会で条例を制定していただいて、10月から第1回策定委員会をスタートしたわけですが、第2回策定委員会、12月に開催するに当たって、琉球銀行今帰仁支店のほうからも、オブザーバーとして参加させていただけないかという話がありまして、条例も伴うことですので、そういうことであればということで、第2回、第3回ですね。オブザーバーで参加させてきた経緯があります。その経緯があって、今後も毎年1回はこういう総合戦略の検証をやっていく形に、結局なっているものですから、オブザーバーではなく委員として選任したく、人員増の条例を出しているところであります。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太君** 要は、16人中には、金融機関の方がいなかったと。当初から金融機関の方も参加 されるほうが望ましかったんですが、今回1人増、この金融機関の方が入ることで、こういう条例の改定 が提案されたということで、理解してよろしいでしょうか。
- O 議長 東恩納寛政君 當山清巴企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 それでいいと考えています。
- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第4. 「議案第35号 譲与契約について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第35号 譲与契約について、質疑いたします。

提案理由には、当該物件は沖縄県より本村に譲与されたものであり、古宇利区の協議の結果、当該物件を古宇利区へ譲与するため、この議案を提出します。とありまして、次に名義人ですね。譲与物件のこっちは共有名義、故小波津さん、故玉城さんということで、もう亡くなっているということで、土地の相続、未相続の土地であるということでありますけれども、これはつくつた当初から、土地を借りてつくってい

たと理解していいのかですね。

それと、今後古宇利区は、この診療所、医師の住宅の跡地利用はどのような計画があるのか、お伺いします。

これ土地は別の人のものだと思っていますけれども、これは物件だけで理解しているのか、答弁を求めます。

- O 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの1番議員の質疑について、説明いたします。

この旧古宇利診療所医師住宅は、平成24年沖縄県から今帰仁村が建物を譲り受けているものであります。 沖縄県からの話によりますと、建てるのも沖縄県で建てるときには、共有名義だったという話を伺って います。

古宇利区としては、この建物を区のために使わせていただきたいということになっています。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後1時48分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後1時48分)

當山清巳企画財政課長。

- 企画財政課長 當山清巳君 古宇利区はこの建物を使うと。あとは何に使うかというのは、古宇利の 振興に資するために、ある意味自由に使わせていただきたいということであります。
- O 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 半分は理解しました。

私が聞きたいのは、屋我地で診療所みたいに、古宇利区のメンバーがどこからか医者を探してきて、再建するのかなと思っていました。場所が診療所跡ということで、住宅もあるものだから、ドクターは腕があればどこでも営業できますので、屋我地診療所もそういう方法で営業しましたので、そういう形で跡利用をするのかと思って、今質疑しています。大体わかりました。

古宇利ですね、よく回って見てだんだんだんだん草が生えてきていて。私は、これはいいことだと思っています。管理は次からは古宇利区がやりますので、すすきを刈りに草刈り機持って行かなくてもいいですので、ぼんぼん草が生えてきています、今現在ですね。村は譲り渡して、管理がなくなったぐらいは助かってきたと思っておりますので、これを古宇利区が管理運営をしながら、いいように使ってくれたらいいなと思っています。

今見てみると、何も跡地利用がされなくて、今後どうなっていくかという感じでありましたので、ぜひいいように地域で使ってもらったらいいなと思っておりますので、質疑を終わります。大体、意味はわかりました。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太君 議案第35号について、質疑いたします。

古宇利区との協議の結果、当該物件を古宇利区へ譲与するとありますが、古宇利以外の個人でも団体でも構わないのですが、その物件を貸してくれとか。そういった要望は以前からなかったのか。その辺の答弁を求めます。

- O 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいま9番議員の質疑について、説明します。

沖縄県から建物の譲渡を受けて、普通財産になって企画財政課になってからは、今は古宇利区以外からは は今のところありませんでした。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太君** これ共有、村の財産なので、これ公募とかそういった考えはなかったのか。それと土地名義が、亡くなられた方、両名なんですが、これ法的に問題はないと思うんですが、ちゃんとした根拠、法的な根拠の説明を求めます。それと先ほど、使用目的、自由に使いたいとあるんですが、契約書の中で譲与条件にあるんですが、これと話が矛盾するんですが、どのようにお考えなのか。その辺の答弁を求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいま9番議員の質疑について、説明いたします。

先ほど島の活性化のために自由に使うという話はしたんですが、説明不足で当然のごとく契約書に書かれている譲与条件は、遵守していただくというのは前提であります。

あともう1点、共有名義の件に関して、当初は沖縄県が建物を建てていて、医師住宅をしている段階では、県の建物で運用していた時点では、この土地の使用というか、使用料というのは、県の方から聞いたら古宇利区のほうに借地料が支払われていたというふうに聞いています。そういった経緯のもとでの共有名義というふうに認識しています。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後1時54分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後1時56分)

9番山城 太議員。

O 9番 山城 太君 ある程度理解できました。

譲与条件の中にあるんですが、1、2、3というふうにあるんですが、これですね、名義変更、所有権 移転登記後、そういうことが起こった場合に、ないとは思うんですけれども、最悪なことにあった場合、 その場合にはどうなされるおつもりなのか。その辺答弁を求めます。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後1時56分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後1時57分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいま 9 番議員の質疑について、説明いたします。

最悪の場合、起こらないことですけれども、起こった場合の話で、第8条で書かれているように、双方で協議の上、決定していくという。起こらないという考えですけれども、ここで話し合いをやっていくという考えであります。

- 議長 東恩納寛政君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第 55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太君 再度質疑いたします。

今の説明で大体、理解できたんですけれども、この協議事項この今しゃべっている内容ですね。この登 記後、これ何年これがいきていくんですかね。

この協議事項というのは、どれぐらいの期間、有効なのか。答弁を求めます。

- O 議長 東恩納寬政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいま9番議員の質疑について、説明いたします。

この建物自体は、昭和55年3月に建設されています。今現時点で築36年たっておりますけれども、この建物自体の県からの資料を見ますと、耐用年数が47年ですかね。あとはこういう建物、50年前後はもつだろうということで、耐用年数自体はあと10年から15年は活用していただけるのではないかと考えています。それがありまして、それぐらいの期間は、十分活用していただけると考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第5. 「議案第36号 指定管理者の指定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

O 1番 與儀常次君 議案第36号 指定管理者の指定について、質疑いたします。

提案理由、今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例第5条の規定により、本案を提出します。とありますけれども、リセットジャパンのほかに何件か公募があったのか、お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 我那覇隆文経済課長。
- 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの1番議員の質疑に対して、ご説明申し上げます。

当初、平成27年12月の段階で公募をかけまして、それから1月29日までの期間で、公募を行っておりました。その中で10社の方々について、応募がございました。以上でございます。

- O 議長 東恩納寬政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 この10社は村内ですか。村外もございますか。
- O 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。
- O 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。 10社中ですね、村内業者が7社、村外が3社ございました。以上です。
- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第6. 「議案第37号 土地改良事業の計画変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。6番吉田清尊議員。

- O 6番 吉田清尊君 議案第37号 土地改良事業の計画変更について。提案理由として、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。ということでありますけれども、この事業の具体的な内容について、説明を求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 我那覇隆文経済課長。

〇 経済課長 我那覇隆文君 6番吉田議員の質疑について、ご説明申し上げます。

平成22年度から実施されております村づくり交付金事業の計画変更に伴うものでございます。

村の実施しております村づくり交付金事業につきましては、大まかに農道整備、農業排水整備、農業集落道整備、地域活動拠点施設の整備、それから集落防災安全施設の整備の6つのメニューから構成されております。事業全体の中で、計画に変更が生じた場合で、農道整備、農業用排水整備の事業がメニュー化されている事業につきましては、土地改良法の96条の3第1項に、議会の議決を得なければならないとございますので、本案の提案に至っております。以上でございます。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時04分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後2時05分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

今、村づくり交付金事業の今帰仁東部地区ですが、これは平成22年から事業が始まって、随時各年度事業を実施しているところです。今、主要工事の中で農道整備一式、3路線というのがあるんですが、これは農道の改良の整備になって、この農道については、勢理客区のほうで、農道1号、2号の整備があります。天底地区において、農道3号、この3本が農道の工事になっております。

それから農業用排水については、湧川区で農排1号と農排2号の工事で、農排1号については、ちょっとマリーのほうの、ちょうど一番村界に近いところなんですが、ちょうど山手に行くほうの排水があるんですが、ちょうどあれは湧川給油所の近くですね。そこの排水路の整備は完了をしております。

農排2号については、湧川区のほうなんですが、これは湧川港線があるんですが、ちょうど羽地内海のところに通ずるような、ちょうどそこの中間の地点にあるんですが、そこの排水の整備をする予定でおります。これについては工期が平成29年度になっていますので、平成29年度に工事を進めていく予定になっております。以上、この主要の工事ということで、農道と農業用排水整備を今、資料として添付しております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。
- O 6番 吉田清尊君 農道整備事業 3 路線1,020mということですけれども、このほうは今回の予算で全部終わるのかですね。それから今説明がありましたが、農業排水路整備は、平成29年度までで全て完了するのか。答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。
- 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明いたします。

農道については、今農道1号、これは勢理客のほうの工事になりますが、平成28年度にこの農道1号は 実施していく予定でおります。

それから農排2号については、平成29年度工事ということになっております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。
- 6番 吉田清尊君 それで今、平成28年度と平成29年度に工事ということでありますけれども、この 平成29年度において、農業排水路工事一式以外に予定しているところは今のところ予定があるのかどうか、

お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 金城正明建設課長。
- O 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、お答えいたします。 今年度は平成28年度で農道の工事と、平成29年度に農排の工事で全て事業は完了いたします。以上です。
- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- O 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。
- 〇 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後2時10分)

O 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後2時23分)

日程第7. 「議案第38号 平成28年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題といたします。 補正予算は歳入歳出で、歳入一括、歳出は2つに分けます。まずこれから歳入の質疑を行います。 歳入は一括です。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

- 〇 1番 與儀常次君 歳入7ページ、2目、3目、6目の待機児童解消支援交付金事業、それと下の沖縄県海岸漂着物の地域対策推進事業、次の学校・家庭・地域の連携協力推進事業、放課後子ども教室推進事業云々がありますけれども、説明を求めます。
- O 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

7ページ、16款 2 項 2 目 6 節、児童福祉費補助金の待機児童解消支援交付金事業になりますが、この事業につきましては、村のこども子育て支援事業計画がありますが、その計画に基づいて保育の提供体制の確保を講ずる市町村として、県知事が認めた市町村にあてがわれるものです。条件もこの確保方策が平成29年度までには解消するようにという条件つきでありますが、今帰仁村につきましては、基準額が250万円ということで、今回250万円計上させていただいております。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 田場盛史住民課長。
- 〇 住民課長 田場盛史君 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

7ページ、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1 節保健衛生費補助金の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業についてですが、この事業は沖縄県の補助を受けて行う事業で、海岸に漂着したごみや不要物等を回収処理し、海岸における良好の景観及び環境の保全を図ることを目的とした事業となっております。

内訳としましては、賃金、それから共済費、それから車両のリース料と燃料代、それから消耗品と漂着 ごみの処分等となっております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 1番與儀議員の質疑について、説明します。

歳入、16款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の説明でございますが、学校・家庭・地域の連携協力推進事業、または放課後子ども教室推進事業と申しますが、今回、新規事業で県の事業、3分の2の補助を受けまして、本村、地域が主体として塾を実施していくような内容で

ございます。節の内容としましては、ボランティアを活用し、本事業における子どもの範囲を地域の子供 たちの全般を対象としているもので、本村におきましては、今帰仁自学塾ということで開催していきたい ということで、県のほうの補助を受けているところでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- O 1番 與儀常次君 再度質疑いたします。

さっき課長の説明では、平成29年度までには待機児童がゼロになるということで理解してよろしいですか。

次に、海岸漂着物の件ですけれども、課長が16ページでいろいろとみんな需用費云々、役務費の説明がありましたけれども、年に海岸の掃除を何回行っているのかと思って、それと時期、そろそろ暑くなっているということで、5月ごろから海に入る人いますけど、村民の浜もまだまだ清掃されておりません。どこどこを清掃やるのか。またペットボトル等いろいろと漂着物があるんですけれども、清掃ビーチクリーナーに入れるところと、入れないで、人で拾うところもあると思いますけれども、もし詳しいことがわかりましたら、説明求めたいと思います。

古宇利の浜までも、みんな一緒なのかな、全体ですね。今古宇利はもう人が多くて、今後夏休み、いっぱい出てくると思っています。ゴールデンウィークもいっぱいでしたので、フェンスはされていますけれども、掃除は古宇利区で本当はやってほしいなと思うんですが、お客さんが古宇利に来るけど、ビーチの掃除は区でできたらなと思っていますけれども、まだ古宇利区も掃除されていませんけれども、その対象はどこまで広がっていくのか。年に1回するのか、2回するのかですね。説明を求めたいと思います。

次、学校、家庭、地域の連携促進事業ですね。これはいいことだと思っていますので、放課後子ども教室、放課後の子どもの居場所づくりが大事だと思っております。これが立派にできたら、母親たちが安心して仕事ができると思っております。特に幼稚園云々、午前中で終わってとかありますので、どういった方法でやるのか。これ子ども教室云々あるので、小学生だけなのか。こっちに例えばジュニアも監督みたいに入るのかですね、説明を求めます。

- O 議長 東恩納寬政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

清掃の対象と、それから期間と、どういったふうに行うかということなんですけれども、去年は今帰仁村内の海岸漂着物の海岸一帯ですね。それから古宇利については、トケイ浜のほうを清掃をやっております。今帰仁村の浜一帯については、ウッパマビーチとか、越地、平敷、崎山それから仲尾次、与那嶺長浜、それから今泊についてもシバンティナですね。それから湧川、渡喜仁のヒージャーガー、そういったところを清掃行っています。その人数なんですけれども、ビーチクリーナー入れるかということなんですけれども、ビーチクリーナーは入れないで、賃金2人で軽トラに清掃を行いながら、それに積んでいくという形で清掃活動を行う予定をしております。

時期についてなんですけれども、この事業については、歳出のほうにも計上しておりますけれども、県の補助を受けて行うものと、それから単独で行う事業を計上しています。歳出のほうですね。その中で、この補助分については、10月から12月までを予定しておりますので、単独分については、7月から9月ま

でと、それから翌年の1月から3月までの6月分、それを予定しております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質疑について、説明いたします。

対象につきましては、小学校3年生以上から中学生を対象ということで、県に提出しております。

どのような方法で、学習支援を進めていくかといいますと、コーディネーターをセッティングしまして、コーディネーターの業務としては、学校、地域に連絡をとり、それから募集を図り、それから人数の限定をしまして、講師の先生も地域からお呼びして空き教室ということがございますが、それと同時に、公民館の活用ということもございまして、現在中央公民館のほうで実施する予定で考えております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 さっき課長の話では、古宇利は1カ所ですね、トケイ浜ですね。一番最後は。古宇利は一番観光客がいるのは、橋の下のビーチと、裏のハートロックが一番多いんですよ。駐車場もいっぱいで。今後夏はもう橋の下のところはいっぱいくるでしょう。今も大体土日はいっぱいですので、後のハートロックも。後ろ側にはいっぱいチリがあるんです、ハートロックの後は。前の浜と後ろの浜はまた砂の質が変わっていますので、向こうは行ってきましたら、古宇利の橋の下の浜と村民の浜は、できたらビーチクリーナーを入れてもらいたいと思っています。下にいろんな漂着物が入って、混ざっているんです、砂を掘り起こせば。できたら安全面も含めて、ガラスもありますので、今後はそういう検討も必要だと思っております。

村民の浜は、もう少し使いやすい方法もないのかと思っています。村民の浜は、今はプライベートビーチみたいで、あまり使われておりません。ベル・パライソの浜はいっぱい使う人がいますけど、古宇利もですね。一番いないのが村民の浜。渡喜仁の上から見たら2、3人しかいないんですよね。よく見ますけれども。今後も村民の浜の利活用も、村民みんなで検討すべきではないかと思っております。

次、中央公民館での件でありますけれども、小学校3年生から中学生までということで、いい傾向だな と思います。これは時期がとか、期間があるのか。年中通してやるのか、答弁を求めます。

- O 議長 東恩納寬政君 田場盛史住民課長。
- O 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

古宇利区の実績では1カ所ということで、1番議員のほうから、先ほどのポットホール一帯と、あと前のほうのという話もあったんですけれども、それからビーチクリーナーですね。という話もございましたけれども、このビーチクリーナーを入れる場合には、大分この予算がちょっと必要になってくると思うんですけれども、この補助事業の中では予算の範囲内ということで、今は決まっていますので、その予算の範囲内で行うということになっております。その他このビーチのほうとかも清掃してはどうかということもあるんですけれども、このビーチのクリーンについては、地域住民が主体となって行う海岸清掃としてのボランティア活動も実施している字もございますし、そういったことで、こういったことも全て行政が行うということではなくて、海岸清掃のボランティア活動を通して、自身の住んでいる地域の環境保全と、美化に関する意識づけですね。そういったものにもつながると思いますので、そういった活動を支援していきながら実施していきたいと考えております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの與儀議員の質疑について、説明いたします。

この事業につきましての時期等というのは年間を通してかというご質疑でありましたけれども、計画には、活動日が毎週火曜日、木曜日の午後5時半から7時半ということで、年間を通して、週2回から3回というふうなことで計画をしております。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第 55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 さっき課長からいい答弁をもらいました。トケイ浜は村でやっていますということですので、私が言いたいのはぜひ向こうで利益をもらっている方に掃除をさせてください。いっぱい業者がいて、収益をあげていますので、自分たちで使う浜は自分たちでできるように、後ろのビーチ、ハートロックは駐車場3カ所、4カ所あるんです。通って行く道もススキで歩きにくいですので、自分たちで管理する方法ですね。もし指導できたらという思いがあります。浜がきれいになったら、余計にハートロックもきれいになりますので、ぜひこっちで利用をして、収益を上げている地元の方、業者に呼びかけをして、役場だけでは大変ですので、ともにという形でできると思いますので、ぜひ声かけを行政からやるようにできたらと思って質疑をしましたので、この答弁で終わります。
- 〇 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。 浜のほうを、リセットジャパンに海岸一帯ですね、清掃していただくというような形で、要請をしてい

きたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。 次に、歳出について、歳出は2款総務費から4款衛生費までの質疑を行います。 質疑ありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 歳出2款、10ページからいきます。18節備品購入費は、これは22ページにつながると思いますけれども、冷房空調費、これはどこなのかと思って、これまた防犯カメラのほうの場所等ですね。どこなのか。説明を求めます。それと19節負担金補助及び交付金、今帰仁村郷友会交流事業補助金というのは、これは郷友会に補助を流すのか。ちょっと意味がわかりませんので、説明を求めます。

次11ページ、5目企画費の19節負担金、補助及び交付金ですね。北部広域振興負担金云々で、北部地域の安全・安心な定住条件整備事業、この170万638円は北部広域に納めるお金なのか。説明を求めます。

次に、13ページ、4目参議院議員選挙費の15節、工事請負費の中の懸垂幕用巻き上げ機設置工事32万5,000円、これどういう工事なのか。説明を求めます。以上です。

- 〇 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

10ページ、2款1項1目の中の18節備品購入費、1つ目に冷房空調機の設置場所についてのご質疑です

けれども、場所については、総務課の行政係のほうの空調機がちょっと不調ですので、この取りかえということになっております。

あとは防犯カメラにつきましては、5カ所を予定しておりまして、今、本部署のほうと優先順位等を決めて、その予算の範囲でできる箇所ということで、一番の平成26年にも一般質問にあった運天港のターミナルビルの件がありましたので、そこを優先的に考えながら、他地域からの人の村内で交流する場所を含めて、検討しているところです。ただいろいろと防音カメラ設置につきましては、要綱等を整備しなければならないものがありますので、その辺の準備ができ次第、やっていきたいということで考えている事業であります。

あと19節負担金、補助金及び交付金の今帰仁村郷友会交流事業補助金につきましては、今帰仁郷友会のほうと、本村との総合まつりであるとか、いろんな老人、婦人運動会の中で、那覇のほうからの参加もしたいということがありますので、ちょっと資金の援助も含めて、お願いがありまして、その辺の交流のための補助金として50万円計上しているところです。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 當山清巴企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 1番議員の質疑について、説明いたします。

11ページの北部広域負担金、これは北部広域に納めるお金でありまして、内容が北部地域の安全・安心な定住条件整備事業、これは北部振興事業で、広域事業として平成28年度4月に採択された事業で、その事業の確定を受けて、この12市町村にこの国庫の何といいますか。国庫が8割だったら、この2割分のものを要するに12市町村で均等割り、人口割りでそれぞれみんな案分をして、今帰仁村が負担応分として、今言う予算計上しています170万638円となっています。

- O 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

13ページ、2款総務費、4項選挙費、4目参議院議員選挙費の中の15節工事請負費についてでございますけれども、懸垂幕用巻き上げ機設置工事につきましては、役場の西側の壁、参議院選挙の長いポスターを張ってはあるんですけれども、今回国政選挙でありますので、国の費用を通じて選挙関連含めて整備していこうと。その際、職員が上のほうまで登って設営、手間暇かけながらやっておりますので、例えば名護市の市民会館にありますとか、下に置いて設置して巻き上げをして、懸垂幕をやって、さまざまな告知の関係に使っていこうということでの今回の工事です。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- **1番 與儀常次君** 先ほど課長の説明でこの防犯カメラ、毎年予算つけてと言われて、いろいろと一般質問等々でも出ました。特に子供たちの出入りするところ、今後は必要になってくると思っていますので、まず初めにスタートしましたので、次は学校のでも予算をつけてもらうように要望します。

次の今帰仁郷友会、これは前から前田さんからいろいろと話がありました。新しい予算が組めたと思っています。10年、20年前より今帰仁村の郷友会が弱体化して、運動会もできない状況になっています。 ワッターが区長時代は、いっぱい、マイクロバス2台ぐらいいってやったけど、参加する字も少なくなってチラホラ。あの大きいグラウンドで何しているかも見えない感じの人数で、寂しい運動会なんです。ぜ ひ地域と交流をしてもらいたいということで私も言いました。「イッターン、やんばるメンソーレ」ということで、たまには今帰仁村の老人、婦人の運動会も見てもらいたいということでやって、こういう補助事業をとって地元と中南部のメンバーと結びつきができたらいいなと思っています。今帰仁村に生まれてよかったということで、子や孫がまた二世、三世が誕生してくれたらいいなと思っています。この事業を活用して、役場の皆さんにお願い、要望がありますので、ぜひ後輩づくりがまずいんですよ。郷友会のメンバーは。友達だけ誘って、島の後輩をあまり誘わない状況で今、人数が少なくなっている状況ですので、ぜひその場でもそういう予算もつきましたので、次につなげる後輩づくりもできたらと思っています。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。8番與那嶺好和議員。
- 8番 與那嶺好和君 歳出10ページの一般管理費の中の11節需用費の消耗品の中の農業大学誘致かん ばん作成とあるんですけれども、これは何カ所ぐらい、1カ所ですか。場所等を答弁求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 島袋輝也総務課長。
- O 総務課長 島袋輝也君 8番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

10ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の11節需用費、一般消耗品費の農業大学誘致かんばん作成15万7,680円についてでございますけれども、場所は大きなかんばんということでやっていますが、大きな幕ということでご理解をお願いしたいと思います。

大きなものにつきましては今、いつも桜まつり等のお知らせをしている場所に1枚大きなものを設置する予定です。あとは2枚につきましては、村界湧川のほうに立ててある「今帰仁村へようこそ」という看板が西、東ありますので、そこのほうに1枚ずつと、あとはほかにつきましては、通称「桃太郎旗」ですか。のぼりですね。のぼりを20枚をつくりまして、今回7月に行われる物産とか、必要なイベントの場所に持っていって誘致、今帰仁村頑張っているんだよというメッセージを送りたいということで、作成を準備をしているところでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。
- 8番 與那嶺好和君 のぼりの件ですけれども、のぼり20本では少ないな。せめてもうちょっと40本 ぐらいやらないと、値打ちないですよ。各字に国道沿いにもやらないと。もうちょっと調整してあげるようにして、今帰仁村はそれぐらいの意気込みがあるんだよというところを見せないと、村長もやめるから、もうこれ踏ん張ってもうちょっとやる気があるということを見せないと、誘致とられますよ。今は一番いいチャンス、それでもうちょっと頑張って、いろんなことを考えないとだめですよ。ということで、この 予算ではちょっと少ない感じがするなということです。20本ではなくて、40本ぐらいつくろうという考えはないですか。答弁を求めます。
- 〇 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、説明いたします。

20本については、少ないかなとは感じておりますけれども、今回予算の計上に20本分しか予算を計上しておりませんので、その後6月30日の第3回目の期成会による総決起大会がありますので、その際には、のぼり1本分で議員の皆さん、お1人で20名ずつの呼びかけをして、動員体制をしっかりとして、またその際にマスコミ等を通じて盛大に発表をして、その後にまたのぼり等については、順次予算確保でき次第、

誘致決定されるまで頑張っていきたいと思います。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。
- 8番 與那嶺好和君 総務課長、のぼり旗を20本といったら、会場だけでやっとなんですよ。このコミセン周辺にたてたら20本は終わりですよ。予算を計上して、湧川から今泊までやるぐらいじゃないと。役場で500名体制で今度30日にやろうとしているんですから、それぐらいの意気込みがないと、20本では本当に足りない。仲宗根だけでも20本ぐらいはすぐ終わる。だから20本ではなくて、40本から50本、50本だな。誘致するためには。そのぐらいの意気込みでやらないとできないと思います。村長もやる気を出しているんですから、最後の大仕事。ということで、もうちょっと9月まで補正を組んで、臨時会でもいいですよ。補正を組んでからやるようにしてください。答弁を求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、説明いたします。

8番議員がおっしゃっている20本では少ないんじゃないかということでございますので、臨時会等がありましたら、ひとつその機会を活用しまして、財政と少し相談をしまして、50本といわず、100本ぐらいの予算を一応要求して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。その節には、ぜひご理解のほど、よろしくお願いします。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。
- 5番 與那勝治君 歳出について、質疑いたします。

16ページ、4款1項4目その中の、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業というのと、この沖縄県が抜けて、海岸漂着物等地域対策推進事業というのがありますけれども、この違いの説明を求めます。

- O 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいま5番與那議員の質疑について、説明いたします。

16ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費の4節から14節までにありますその事業の名で、沖縄県が入っているものと、それから入っていないものなんですけれども、この沖縄県が入っているものについては、先ほど説明しましたとおり、県の補助を受けて行う事業となっておりますので、その沖縄県がついていないものについては、村の単独単費ですね。単独の事業となっております。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。
- 5番 與那勝治君 この村の単独事業なんですけれども、これは県の事業にできないのか、お伺いします。村の予算ではなくて、県の予算で、県の事業としてできないのか。
- O 議長 東恩納寬政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

県の補助金なんですけれども、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱に基づいて申請して、この補助を受けるということになっているんですけれども、県のほうでも予算の範囲がありまして、その予算の範囲内で行うということになっておりますので、今回こういった形で予算をつけているということでございます。

O 議長 東恩納寬政君 5番與那勝治議員。

- O 5番 與那勝治君 今帰仁村で行いたかったこの事業の中で、県の事業で賄いきれなかったものを村 の事業として行っているというふうに考えてもよろしいでしょうか。
- O 議長 東恩納寬政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

5番議員がおっしゃったとおり、県の事業を受けて実施しておりますけれども、その不足分ですね。県の予算については、今回は3カ月弱ですね。予算がついていますけれども、それで補うために単独で予算をつけているという形でございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。
- 〇 3番 與那嶺 透君 歳出14ページ、3款民生費、1項1目19節負担金、補助及び交付金、村社協運 営補助金300万円ありますが、これの詳しい説明を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。
- 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいま3番與那嶺議員の質疑について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、社協への運営補助については、平成27年度において1,000万円の補助をしておりますが、社協からは補正を随時、お願いをされているところではございましたけれども、ほかの補助団体等の状況も鑑みながら、社協には自助努力をしていただく部分ももっていただきたいということで、平成27年度1,000万円でご協力をお願いしたところでございます。

5月30日に決算の報告を受けまして、社協が運営をするに当たりまして、本来でしたら何かのために基金を積み立ているところ、法人運営の事業の修繕費の積立金を600万円ほど取り崩して運営に充てている経緯がございました。それは運営に対して、本来600万円は補助にできるだけ補正に持っていきたい額と、私ども主管課としては提案をしたいという旨がありましたけれども、今回は300万円の補助、補正ということでの予算計上になっております。

- O 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。
- O 3番 與那嶺 透君 今、600万円の工事、修繕ですか。これはどのような修繕を計画されていたのか。お伺いします。
- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時04分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時04分)

仲村美奈子福祉保健課長。

〇 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質疑について、ご説明いたします。

何らかの修繕費に使ったというわけではなくて、大きな修繕が出たときのために、社協自身で余剰金等を工面をして、積み立てをしていた分を今回、運営費のほうで足りなかったということで、取り崩しをして、利用した経緯が見受けられたということでの補助への予算計上になっております。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。
- 6番 吉田清尊君 14ページの村社会福祉協議会運営補助金ですけれども、ちょっと確認ですけれど も、1,000万円の補助の依頼があったけど、今回300万円ということでしょうかね。

どれぐらいの補助金要請があって300万円になったのかですね。

- 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。
- 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいま6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

当初は、社協への運営補助については5名の正職員の給料を基準として算定をしている経緯がございますけれども、当初の計上、予算額は要請額は2,300万円ほどの計上で、要求が来ておりました。それをまず当初で1,000万円組んでおりますけれども、今回、平成27年の決算を見て、補正額を600万円計上したいところを、今回の予算計上では300万円ということで上がっています。今後またいろいろと協議を進める中で、あるいはこの補正額でいいのか。またふやしていくべきなのかというところも協議をする考えでございます。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時06分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時06分)

6番吉田清尊議員。

- 6番 吉田清尊君 このことについては、直接お声も社協でお聞きをしたんですけれども、この依頼というか、要請の中では少ないなということを聞いております。そういうことで、財政厳しいし、またほかの団体との兼ね合いとか、いろいろありますけれども、それぞれ重要であります。全ての団体ですね。そういう中で福祉の村づくりを村政を進めていると思うんですけれども、これをもう少し上げて、この職員も正職員も何名でしたか。臨時職員の方々ももう多数いらっしゃる状況の中で、この臨時職員なんか特に待遇が厳しい状況ですね。お聞きをしていますけれども、これを今後、次回以降の補正予算で組んでいく考えがないか、お伺いしたいと思います。
- 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。
- 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質疑について、ご説明いたします。

議員がおっしゃるように、社協は私ども村といたしましても、福祉行政の根幹を根底を支えていただける大変大きな団体として理解をしております。大変重要な団体でございますけれども、正職員を5名、そして議員がおっしゃるように60名近くの職員を抱えている大きな企業ともいえる団体ですね。介護保険事業から障がいサービスの事業まで含めて収益も上げている社協でございますけれども、補正予算については今後、十分に協議をしながら、受益の分も鑑みながら、補正については、今後検討をさせていただきたいと思います。

- O 議長 東恩納寬政君 6番吉田清尊議員。
- 6番 吉田清尊君 臨時職員等の給与に、ストレートに充てるというわけにもいかないところもある とは思いますけれども、いろんな予算の要望書の中には理由があると思いますけれども、ある母子家庭の 社協で働いている女性の方、母子家庭の方がいらっしゃいますけれども、大変生活が厳しいということの 中で、親と同居をして、息子もいる中ですけれども、そういうことでやっているということもみえますけ れども、大変生活が厳しいということもおっしゃっていました。

そういう待遇改善も含めて、または社協の基礎的なそれぞれの分野の業務が多岐にわたりますので、 ぜひこのあたりは予算の増額を決断していただきたいと思いますけれども、これは課長の段階では大変、 全て難しいと思いますけれども、そのあたり前向きに検討するお考えがあるかどうか、村長からお伺いし ます。

- O 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

歳出3款民生費の1目社会福祉総務費の19節社協運営補助金300万円補正されておりますが、先ほど課 長から答弁があったとおりであります。今回300万円補正をしておりますけれども、今後社協と調整をし ながら、予算については補正するのかどうか、検討をさせていただきたいと思います。

- O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 質疑いたします。10ページの一番下の寄附金ですね。熊本地震災害義援金、読めば理解できるんですけれども、この金額の根拠ですね。それと過去にもそういった義援金、贈られたことがあるのか。もし贈ってあるのであれば、その金額等々の説明を求めたいと思います。
- O 議長 東恩納寬政君 島袋輝也総務課長。
- O 総務課長 島袋輝也君 9番山城議員の質疑について、説明いたします。

2款1項1目一般管理費の中の26節寄附金、熊本地震災害義援金についての質疑でございますけれども、その算定の根拠につきましては、北部12市町村ですね。寄附金をやっているところ、やっていないところございますけれども、1人当たりで市民とか、村民とか、1人当たり32円のところもありますし、186円のところもあります。87円のところもあります。本村の場合は、1人105円当たりで100円をめどにということでやったんですけれども、区切りのいい100万円という形で、1人105円程度になろうかと思いますけれども、そういうことで100万円ということで計上してあります。

あと、過去の事例としましては、東日本大震災のときにやった経緯があります。ちょっと金額の資料が 手元にないので、もし必要であれば、あとで調べていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以 上です。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- **9番 山城 太君** 最近、本当に想像できないような災害が各地域で起こっているんですが、これは 本当に困っている地域は本当にありがたいと思うんですけれども、これは大変評価できることだと思いま す。今後もそういった災害がいつ県内でも起こり得ることもあると思いますので、そういった困っている 地域には遠慮せずにどんどんできるときの義援金を、積極的に贈っていただいて、復興にあてていただい て協力してもらえたらと思います。以上で終わります。
- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

次に歳出6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。質疑はありませんか。 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 18ページをお開き願いたいと思います。 7 款商工費、1項商工費、2目観光振興費、13節委託料の美ら島財団立体造形花壇管理委託、これについての説明を求めます。

それから次の19ページ、8款2項3目道路新設改良費、13節委託料の概略設計、越地与比地小浜原線、

これについての説明を求めます。

- O 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。
- O 経済課長 我那覇隆文君 6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

7款商工費、1項商工費、2目観光振興費、13節委託料についてですけれども、これにつきましては、コミュニティセンターの西側にございますタツノオトシゴの形をした造形花壇ですけれども、これはそれの管理委託料ということで計上させてもらっております。これにつきましては、美ら島財団のほうからの設置になっておりますけれども、日ごろの管理、かん水とか草引き等ですね。管理について行われるものの委託料ということで計上させていただいております。以上です。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時16分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時16分)

金城正明建設課長。

O 建設課長 金城正明君 6番吉田議員の質疑について、説明します。

19ページ、8款2項3目道路新設改良費の13節委託料ですが、越地与比地小浜原線の概略設計の予算を計上しておりますが、これについては、一般質問の中でも認定こども園の計画が今、今帰仁小学校の北側のほうにあって、それの沿線の道路ということで、越地与比地小浜原線になっておりますが、これは仲原馬場から村営グラウンドの周辺を通って、村道中央線までの区間を改良していく予定で、概略設計を行う計画となっております。計画では認定こども園の施設も今後計画されていきますので、道路計画としては車道と歩道も設置していく予定で、今回概略設計を行って、この概略設計を行いながら、道路の形態とか、そういうものも検討しながら、次年度事業管理に向けて条件整備をしていく予定で概略設計を委託していく予定でおります。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 6番吉田清尊議員。
- O 6番 吉田清尊君 18ページの13節委託料の美ら島財団立体造形花壇管理委託ですけれども、タツノオトシゴがきれいに、花とかがありまして、すばらしいと思っているんですが、これはどこに委託を考えているのでしょうか。お伺いします。
- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時18分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時19分)

6番吉田清尊議員。

O 6番 吉田清尊君 19ページの概略設計ですけれども、この認定こども園にこのグラウンドのほうから入っていくこの延長は何メートル予定しているのか。

それから幅員、道路、車道部分の幅員と、歩道部分の幅員は何メートルを現在のところ想定しているのか。お伺いしたいと思います。

- O 議長 東恩納寬政君 我那覇隆文経済課長。
- 経済課長 我那覇隆文君 6番吉田議員の質疑について、ご説明申し上げます。

造形花壇の委託管理につきましてですけれども、現在のところ今帰仁村観光協会への委託を検討しております。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 金城正明建設課長。
- O 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この延長の件ですが、仲原馬場からこの村道中央線まで、延長で540mの区間の改良を計画しております。それから幅員については、車道と歩道の計画をしていきますけれども、交通量の計画も現況の交通量を測定して、実際、概略設計を行いながらも、現況の交通量も把握しないといけませんので、この把握した中で、今後計画の中で、1車線の車道のものにするのかというのは、概略設計を進めながらやっていきますので、車道と歩道、歩道については、基本的に2mは必要になりますので、それからちょっと横断防止策とか設けた場合に、2.5mぐらいの歩道が必要になってきますので、それに車道が幅員として加わるような計画になっていきます。それを概略設計の中で、いろいろと調整をしながら進めていく予定であります。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。
- 6番 吉田清尊君 18ページの委託料ですね。観光協会に委託ということで、すばらしいこの立体花 壇でありますので、いい管理をしていただくように、また役場と教育観光協会で連携していただきたいと 思います。

この19ページの越地与比地小浜原線ですけれども、この村営グラウンドのほうは村有地で間に合うような気がしますけれども、この認定こども園から海側というか、中央線に行くところ、そこのあたりは用地取得が必要だと思いますけれども、そこのほうはもう用地の交渉は終わっているのかどうか。1人でも交渉できない方がまだいるのかどうか。お伺いします。

- O 議長 東恩納寬政君 金城正明建設課長。
- 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、お答えします。

仲原馬場のほうからグラウンド周辺については、グラウンドのほうが今、村の有地になっていますので、そこのところの土地を利用しながらいけますけれども、今認定こども園のほうがちょっと村営グラウンドのすぐ掲揚台のすぐ近くのほうに来ますので、それから中央線については、個人の土地がかかってくるような計画になっていく予定になっておりますが、これは概略設計を入れながら、どれぐらいの土地の面積が潰れるのかを、図面でまた示しながら、地主の説明会も進めていって、同意も得ながら進めていきたいと思います。その条件整備をすることによって、次年度事業化に向けて、取り組んでいけることになっておりますので、まず今年度はこういう概略設計で条件整備をしていって、今の地主の同意を得て、事業化に持っていくという予定でおります。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第 55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。
- O 6番 吉田清尊君 概略設計をしないと、正式には地主と交渉できないと思いますけれども、例えば 内々にでも、こういうことでお願いしますからということで、打診とかして、快く了解が得られたとかと いうことがあるのか。

それとも概略設計をしてから完全に用地の依頼には行くのかどうか。お伺いしたいと思います。

O 議長 東恩納寬政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明いたします。

今この越地与比地小浜原線については、認定こども園の計画が出て、どうしてもこの道路にやはり子供などが散策するため、散歩とかいろいろありますので、歩道も必要になってくるというものも出てきましたので、今回予算を6月で計上して、それからすぐ概略設計のほうを委託発注していきますので、委託発注をして図面に落としながら、地主の同意を得ていく予定でおります。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。
- **〇 1番 與儀常次君** 23ページ、10款 2 目学校給食費11節水圧洗米機というのがあって、18万5,760円ですけれども、今まであったのが古くなって、切りかえなのか。新しいのを買うのか。答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。
- 〇 学校教育課長 田港朝津君 ただいま1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。 23ページ、10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、11節需用費の中の水圧洗米機18万5,760円 につきましては、既存の洗米機の修繕費として、予算計上しております。
- O 議長 東恩納寬政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 この洗米機は1基なのか。別にも2つか、3つかあるんですか。
- 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 給食センターに設置されているこの洗米機につきましては、1 基という ふうに伺っております。その中の修繕費になります。
- O 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 私が質疑をしたのはですね。1基では困るなと思って質疑しました。これが使えなくなると、大変だなと思って。これが使えないときは、メニューをかえて、パンになる可能性もありますので、と思って。あんな大きい人数の洗米機ですので、できましたら、スペアもあってしかるべきではないかと思って、今1基なのか、2基なのかを質疑しました。わかりました。質疑を終わります。
- O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。
- O 2番 上原祐希君 歳出について、質疑いたします。

18ページ、7款1項2目の11節、需用費の中の観光パンフレット99万7,920円の内容について、質疑いたします。

続きまして22ページ、先ほど歳入のほうでもありましたが、10款 5 項 1 目の 8、11、12節にまたがっている学校、家庭、地域の連携推進事業ですね。ある程度、先ほどで内容は理解はできているんですが、その中の村内全域から募集すると思うんですけれども、例えば募集人数もある程度の制限等があるのか。あと、受け入れ時間ですね。何時から何時までなのか、伺います。

- O 議長 東恩納寬政君 我那覇隆文経済課長。
- 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの2番上原議員の質疑について、ご説明いたします。

7款商工費、1項商工費、2目観光振興費、11節の需用費の中の観光パンフレットについてですけれど も、今現在作成されております今帰仁めぐりマップ、それから今帰仁観光ガイドブックについての増刷分 ということでございます。これは村内で使う分もございますけれども、各事業所から「置かせてくれ」と いうことでの要望もございまして、例えば、沖縄観光コンベンションビューローの関西事務所であります とか、那覇空港案内所等々ですね。多数の事業所のほうから設置の依頼もありまして、増刷分ということ になっております。以上でございます。

- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの2番上原議員の質疑について、説明いたします。

22ページ、10款5項1目社会教育総務費の8節報償費、11節需用費、12節役務費に関連しまして、先ほど歳入でも説明しましたけれども、報償費につきましては、運営委員、コーディネーター、サポーターの報償費でございます。需用費につきましては、その事業の消耗品等ということで提示しております。役務費につきましても、通信費ということで、通知切手代とかというふうなことになっております。

先ほどの説明にありましたけれども、人数の制限があるのかというご質疑でございましたけれども、それにつきましては、本事業における子供の範囲というのは、地域の子供、特定しない全般を対象とするという県の施策がありまして、それに準じていく予定でございます。時間につきましては、毎週火曜日、木曜日、午後5時半から7時半、中央公民館の和室にて実施する予定でございます。以上です。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時33分)

O 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時33分)

与那 満社会教育課長。

- 社会教育課長 与那 満君 募集の制限ということを、ちょっと私勘違いしましたけれども、制限が 講師の先生がお1人ということで、小学校3年生以上が5人、中学生が10人ということで、計15人を対応 していく予定でございます。以上です。
- O 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。
- O 2番 上原祐希君 再質疑いたします。

18ページの観光パンフレットのほうから質疑いたします。このパンフレットというのは、観光協会に置かれているものとして認識してよろしいですよね。マップとかいろいろと村内観光情報を掲載している内容だと理解しております。その内容をたしか最近確認したんですが、結構、内容として古いものなので、結構この店舗情報とかも大分更新しないといけない状況かと認識しております。

あと、これは全国にも行くということなので、大変喜ばしいことではあるんですが、観光協会のほうにも置かれているものでありますので、それで村内に結構今、インバウンド、外国観光客ですね。台湾、韓国、香港、特に諸外国ですね。そういうバスで来たりとか、そういう方々もいらっしゃいますので、その方々が観光協会にそういうマップをもらいにきても、やはり多言語表記されていないものですので、今帰仁城跡に置かれているこの城跡の説明は、多言語でされているんですが、この辺は今、観光協会に置かれているものを確認するとされていないので、その辺も今後、準備する必要があると思うんですけれども、その辺の答弁を伺います。

続きまして、22ページですね。講師が1人の小学生5人、中学生が10人、火、木の5時半から7時待半まで、大体認識いたしました。これはある程度、やはり多い場合は選抜するのかどうかですね。その選抜するのであったら、どういった形の選抜になるのか。

あとこの講師も、村内からボランティアの方をお願いしてやると思うんですけれども、そのままボラン ティアの人によってこの受け入れたときの内容というか、事業内容ではないと思いますけれどもこの内容 は変わってくるのかどうかですね。伺います。

- O 議長 東恩納寬政君 我那覇隆文経済課長。
- O 経済課長 我那覇隆文君 2番上原議員の質疑について、説明いたします。

確かに店舗の情報、それから近年はもう外国からの観光客の皆様もたくさんいらっしゃいますので、多言語表記については、ほぼ観光地としては常識的な範囲となっているかと考えます。今回ですね、これ予算つけておりますけれども、おおむね2カ年間使っていくという前提で、一応予算を計上させていただいておりますので、今後必要に応じて、この辺のリニューアルを検討させていただきたいと思います。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 与那 満社会教育課長。
- O 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について、説明します。

講師にかかわる内容等の件でお聞きしたかと思いますが、活動内容につきましては、自主学習、プリント、教科書、問題集は自分で準備をすると。あくまでも必要に応じて、そこで講師の先生がアドバイスをしていくという状況であります。どんどんどんどん学校のような形で進んでいくわけではなくて、独自でこういったものを準備をして持ってきて、アドバイスをするという内容でございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希君 まず観光パンフレットの件から再質疑いたします。

今の内容で2年間活用するという理解をしました。2年間、結構本当に店舗数が全然違うんですよね。 大分、多分あの内容自体、結構数年前のものだと思いますので、それを今の内容をまたさらに2年間分を 印刷して、全国に配ろうというのは、あまり村益にはならないのではないか。印刷代として今上がってい るんですが、この内容を一度、刷新することにより、もっとよりいいものができるんじゃないかと考えま す。それが可能かどうか、伺います。

別のやり方でも、新たにまた予算化してでもいいんですけれども、その辺の考え等を伺います。とても 2年間、また同じ内容のものはあまりよろしくはないのではないかと考えております。

22ページのものについては、自主学習、そういう午後の放課後の受け入れということで大体理解いたしました。こちらの質疑は終わります。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時40分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時40分)

我那覇隆文経済課長。

〇 経済課長 我那覇隆文君 2番上原議員の質疑について、ご説明申し上げます。

この今帰仁めぐりマップ、ガイドブックの情報の更新、それから多言語表記につきましては、可能な限り検討させていただいて、更新する方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第

55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 ただいまの答弁でですね、今のものを更新して印刷するお金に充てるという理解 でよろしいですか。多分、今のものをそのまま、もう一回印刷をして配るわけではなくて、内容自体また 変えて、新しくこの予算も活用してと理解しました。

ぜひですね、今帰仁村どんどん古宇利島とかも特に、どんどん事業所とか、村内至るところに喫茶店とか、いろんな店舗がふえていますので、そちらの新しい情報をぜひ使っていただけたら、ありがたく思います。

あとですね。これはちょっと関連質疑としてやってもらいたいんですが、今帰仁村のPRポスターもありますよね。「ヌーンネーンシガー今帰仁村」あれも結構、古びてきているというか。もうそろそろ更新してもいい時期なのかなと思うんですが、その辺の検討もする考えはあるか、伺います。

- O 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。
- 経済課長 我那覇隆文君 申し上げます。

「ヌーンネーンシガ 今帰仁村」のポスターにつきましては、作成につきましては、これは村が作成したものではなくて、観光協会が作成したものだと思われますけれども、村のほうも観光PR用としてのポスターについて、今後もし必要というのであれば、検討も可能かなというふうなことを考えます。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。
- 5番 與那勝治君 歳出について、質疑いたします。 20ページ、10款1項2目インターネット接続機器ですね。これの説明を求めます。
- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- O 教育長 新城 敦君 20ページの教育費の18節の備品購入費のインターネット接続機器の説明をいた します。

北山高校の魅力化事業において、教室等で解説をして授業を行いますので、タブレットでの動画配信を使っての授業になる場合もありますので、そのインターネット環境の整備のWi-Fiを飛ばす機器の予算となります。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 5番與那勝治議員。
- 5番 與那勝治君 ある程度理解しましたけれども、このWi-Fiを飛ばすためのこの機器、接続機器というのが69万2,000円ほどかかるということでよろしいでしょうか。伺います。
- 〇 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまの質疑にお答えいたします。

高校にもインターネットの設備が整っているんですが、県立高校の場合、いろんなシステムの関係でそれを活用できなくて、村として活用する教室に、さらにこのインターネット環境を引く必要があります。 その機器の代金となります。以上です。

- O 議長 東恩納寬政君 5番與那勝治議員。
- 5番 與那勝治君 この機器なんですけれども、これはイニシャル、ランニングコストいろいろとあ

ると思うんですけれども、これは一度買えばもう終わる金額としての予算なのかどうか。伺います。

- O 議長 東恩納寬政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまの質疑にお答えいたします。

この機器がこのインターネットのWiーFiを飛ばすルーターとか、無線アクセスポイントとか、ライブアンテナとか、受信アダプターということで1回接続すれば、そのまま継続して使えるということになります。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太君 質疑します。1番議員と重複するんですけれども、23ページの洗米機の件ですけれども、お米を無洗米にかえたらどんなですか。答弁を求めます。
- O 議長 東恩納寬政君 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 9番山城議員の質疑について、説明いたします。

給食センターの洗米機の修繕の件なんですが、「無洗米を購入したらいかがですか」ということでありますけれども、無洗米にすると経費がかさんでしまいますので、子供たちの給食ですね。献立にも影響してきますので、まずは現状の通常のお米を使っての配食ということで考えております。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太君 単価がちょっと高いということなんでしょうか。

それと献立が変わるということは、米が変わっても献立は別に変わらないと思うんですけど。白いご飯はご飯だと思うんですけれども、献立は同じですよね。その辺整合性、答弁を求めます。

- 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの質疑にお答えいたします。

要は、使いたいお米の数といいますか。容量、分量は年間を通して計画をされておりますので、定まってきます。それで単価の高い無洗米を使いますと、予算をそのお米にプラスアルファーをしないといけません。そのプラスアルファーされた部分についてはまた他の献立の中で調整をしていかないといけないということになってきますので、単価の高いものを使うよりは、洗米機の修理をして、給食を配食をしたいということです。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 今、現在使っている米と、無洗米にかえた場合に、年間どれぐらい差額が出るのか、教えていただけますか。
- 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑について、説明します。

現在、無洗米を検討しておりませんでしたので、その単価がどのぐらいかわるかというのは、すぐに算出できませんので、必要でしたら算出して、この金額と年間使用量を掛ければ出ると思いますので、必要でありましたら、後で報告をいたします。

O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第8. 「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第9. 「諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後3時52分)